



# 村米制度の現代的意義と酒米生産地維持

松原，茂仁

---

(Degree)

博士（農学）

(Date of Degree)

2024-03-25

(Date of Publication)

2025-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8948号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100490173>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

村米制度の現代的意義と酒米生産地維持

2024 年 1 月

神戸大学大学院農学研究科

松原 茂仁



## 目次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第1章 研究の背景と目的             | 1  |
| 1 研究の背景と目的               |    |
| 2 本研究の位置付け               |    |
| 3 研究の方法                  |    |
| 4 研究の構成                  |    |
| 第2章 村米制度と兵庫県酒米生産地        | 17 |
| 1 村米制度の起源と動向             |    |
| 2 兵庫県産の酒米                |    |
| 3 特A地区の詳細                |    |
| 4 酒米生産地の近代化              |    |
| 5 山田錦農家への調査              |    |
| 第3章 集落維持と村米制度の評価に関する理論整理 | 27 |
| 1 2階建て方式集落営農の議論          |    |
| 2 2階建て方式の導入事例            |    |
| 3 2階建て方式集落営農の整理          |    |
| 4 競争優位の源泉                |    |
| 5 村米制度取引先の再編             |    |
| 6 村米制度の競争優位              |    |
| 第4章 村米制度の流通としての特性        | 37 |
| 1 はじめに                   |    |
| 2 研究の目的と方法               |    |
| 3 村米制度の流通に関する現状整理        |    |
| 4 村米制度の特性                |    |
| 5 おわりに                   |    |
| 第5章 村米制度の現代的意義           | 45 |
| 1 はじめに                   |    |
| 2 研究方法                   |    |
| 3 調査結果（農家と酒蔵の影響と対応）      |    |
| 4 考察                     |    |
| 5 おわりに                   |    |

## 第6章 村米制度に対する価値認識 55

- 1 はじめに
- 2 研究方法
- 3 結果
- 4 おわりに

## 第7章 酒米農家の農業継承意向 65

- 1 はじめに
- 2 研究方法
- 3 結果
- 4 考察
- 5 おわりに

## 第8章 酒米生産地維持に向けた方向性 77

- 1 本論で得られた知見
- 2 酒米生産地維持に向けた提言
- 3 今後の研究課題

## 第 1 章

### 研究の背景と目的

## 1 研究の背景と目的

### 1-1 研究の背景

日本酒の国内出荷量は、1973（昭和 48）年度の 177 万 kl をピークに減少を続け、2022（令和 4）年度には新型コロナウイルス感染症の影響もあり、約 40 万 kl と最盛期の 3 分の 1 以下にまで落ち込んでいる。日本酒を取り巻く市場環境は引き続き厳しいものの、消費者の高級志向を反映して、いわゆる高級日本酒にあたる特定名称酒の比率が増加傾向にある。これら特定名称酒は、米を多く磨く必要があることから、普通酒よりも酒造好適米（酒米）<sup>1)</sup> の使用量が多いため、特定名称酒の伸長は酒米の需要増加につながると考えられる。中でもより精米割合の高い、純米吟醸酒については、30 年近く増え続けている。また、日本酒の海外輸出は近年増加傾向にあり、輸出量も新型コロナウイルスの影響を受けたが、2022（令和 4）年の輸出金額は過去最高の 475 億円と、10 年前の 5 倍近くにまで伸びている。金額ベースで中国や香港の伸びが顕著であり、単価が高くなっていることから高級酒嗜好がうかがえる。少子高齢化による飲酒人口の減少などで国内需要が縮小基調にあるなか、海外市場に活路を見出す動きにも期待される。

さて、日本酒は米を原料として醸造される酒であるが、特に日本酒の原料に適した米を酒造好適米といい、山田錦、五百万石、美山錦、雄町などの品種が指定されている。日本酒の原料としての米である日本酒原料米について、全国では 1972（昭和 47）年に約 70 万 t あったものが、1998（平成 10）年に約 40 万 t、2021（令和 3）年には約 18 万 t にまで減少している。日本酒原料米には酒造好適米、加工用米、その他の 3 種類があり、それらを合計したものが日本酒原料米として統計がとられている。そのうち酒造好適米は 25～40% 程度で、近年その比率は増える傾向にある。

兵庫県での酒造好適米について、昭和初期には約 6 万 t 生産され、灘五郷を含む全国の酒蔵に出荷されていた。しかし、その後戦時中に、食料管理法に基づき国が買い上げることとなり、米の買い取り価格が一定だったため、農家が酒米よりも多収で作りやすい食用米を栽培した結果、酒米の生産は 1947（昭和 22）年には約 6 千 t にまで落ち込んだ。一方、現在の農林水産技術総合センターである兵庫県立農事試験場で新しく品種改良された山田錦は、当時の酒米品種と比べて比較的短稈で倒伏しにくく、栽培が容易で収量が多いことから 1939（昭和 14）年には広く作付けされた。戦時下の食料統制により、県外からの米の使用が制限され、灘五郷の酒蔵では兵庫県産の山田錦を用いざるを得なくなった。しかし、この状況がきっかけとなり山田錦が麴米として酒蔵から高評価され普及する契機となる。1950（昭和 25）年、食糧庁による酒造好適米の格差買い上げ特別措置により再び生産が増え始めることとなる。その後時代とともに酒米の生産量は増減するも、兵庫県北播磨地域では山田錦を中心に酒米の生産が続いている。近年では新型コロナウイルスの影響をうけ減産を余儀なくされたが、兵庫県産の酒米生産量は 2021（令和 3）年産で約 2 万 t にまで回復している。

このように兵庫県は酒米の産地であるが、その歴史は古く、すでに江戸時代から酒米の産地としての記録が残っている。詳しくは第 2 章で記述する。酒蔵は良質の酒米の確保が事業の生命線となる。本論文では、明治時代から始まったとされる、酒米の安定確保を目的に酒蔵が村（現在の単位では集落）と結んだ「村米制度」に着目した。この酒米の取引について、森（1983）によると、1890 年代（明治 25～26 年頃）から灘五郷の酒蔵と北播磨地域の村（集落）とで酒米の長期的な栽培契約を結んでおり、これが村米制度といわれている。村米制度は、良質の酒米を安定的に確保したい灘の酒蔵と、長期安定した確実な売り先を確保したい村（集落）との、両者の思いが一致して始まったといわれている。その後多くの地域では村米制度が消滅したが、三木市吉川町の 37 集落では約 130 年間受け継がれ、現在でも 9 社の酒蔵との村米制度が維持されている。

また、山田錦は兵庫県立農事試験場で品種改良された品種であるが、三木市吉川町の圃場で 1930（昭和 5）年から現地試験を実施したこともあり、当地は山田錦の生産に最も適した土壌や気候を備えている。つまり、三木市吉川町は土壌や気候という他の地域では代替が不可能な要素を持っているといえる。

このような村米制度による安定した取引先があり、酒造好適米の中でも最も取引量の多い山田錦の現地試験が実施された適地といった、多くの優位性を備えた酒米生産地においても、農家の担い手については課題を抱えている。近年の稲作農家は機械化、農薬、生産技術の向上などにより労働時間が減少し、人手が以前よりかからなくなった。しかし、日本の耕地面積の 41%を占める中山間地域は、その地形特性により大区画化や大型機械の導入が困難で、効率化が達成されず、新たな担い手の育成が阻害されるという現状に直面している。そのため、中山間地域の集落においては、収入の手段を求めて、若年層の流出が続き、人口の減少、小中学校の統廃合等の連鎖で、地域には高齢化の波が押し寄せている。兵庫県北播磨地域の酒米生産地も、谷あいの小規模な耕地の中山間地域が多く、なかなか効率化が達成できない地域でもある。これまで酒米生産をしてきた農家も、高齢と後継者不在で耕作を続けることが難しくなり、農業からの撤退が増大している。2016（平成 28）年に兵庫県の酒米山田錦農家を対象に実施したアンケート調査によると、後継者の目途が立たない農家が 3 割あり、今後経営を縮小する、又は不明との回答が 2 割あるという結果を出している（竹安他，2018）。つまり、比較的安定していると考えられてきた兵庫県の酒米生産地においても、今後の農業農村の維持は厳しい状況である。

日本酒の出荷量の低迷と連動して、日本酒原料米の需要も減少傾向ではあるが、特定名称酒の需要増にともない酒造好適米の需要は維持している。しかし、主要な酒造好適米の生産地である兵庫県北播磨地域の農村では後継者不在による生産維持が危ぶまれている。そうすると、酒米生産地の農業集落<sup>2)</sup>をどのようにして維持するかが課題となる。

さて、「農業集落とは、市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

具体的には、農道・用水施設の維持・管理、共有林野、農業用の各種建物や農機具等の利用、労働力（ゆい、手伝い）や農産物の共同出荷等の農業経営面ばかりでなく、冠婚葬祭その他生活面にまで密接に結びついた生産及び生活の共同体であり、さらに自治及び行政の単位として機能してきたものである」と定義されている（農林水産省，2020）。農業面だけでなく、生活面も含めた強い紐帯の共同体で、自治や行政の基礎的な社会集団としても重要な役割を果たしていると考えられる。つまり、農業集落の衰退は農業面だけではなく、農村のインフラも含めた生活面の視点も考慮する必要があるといえる。

全国の農業集落数の推移について、農林業センサスによると、2005 年 139,465 集落、2010 年 139,176 集落、2015 年 138,256 集落、2020 年 138,243 集落と、徐々にではあるが確実に減少している。集落数の減少だけでなく、集落内の戸数についても、橋詰によると「これまで農村地域では、人口の減少は進むものの世帯数は比較的維持されてきた。しかしその世帯数も 2000 年代に入り減少局面へと転じたことが確認できる」として、特に 2000 年以降に集落内の世帯数の減少で集落内部の衰退がはじまっているのである（橋詰，2015）。その延長線上に集落数の減少が起こっていることから、集落数だけでは見えない個々の集落内部の衰退にも目を向ける必要がある。

このように、農村部での自治や行政として重要な役割を果たしている農業集落が、じわじわと確実に衰退をしている。これは酒米生産地においても同様の状況にあり、酒米生産地が衰退し、農業からの撤退が加速すれば、全国の酒蔵にとっては、事業の根幹である良質の酒米の確保は大きな課題となる。このような状況下、危機感を抱き動き始めている酒蔵がでてきている。酒蔵の農業参入に関して、渋谷（2016）は、参入理由とその背景について以下のように 4 点の整理をしている。

1. 差別化商品生産を参入理由とする背景として、従来は大手企業に対抗するための差別化商品を生産するために参入してきたが、酒米生産地の立地によって、商品差別化は念頭に置きつつも、担い手の減少に対応して地域での酒米生産の維持による自社の原料確保が、より強くなっているとしている。

2. 酒米確保を参入理由とする背景として、酒米の調達環境は全国的に厳しくなっており、地元からの調達がより重要になっている。また、中山間地域においては、高齢化による農家の減少と原材料確保の困難さから、自社で生産することが必要となってきたとしている。ある酒蔵ではメリットとして、農業参入により酒米農家との距離感が縮まることで、良質な酒米が入手しやすくなることを期待していると回答している。

3. 通年雇用を参入理由とする背景として、昔の醸造方法では、冬季のみに醸造し、夏期に農業を組み合わせることで、通年雇用が可能となると考えられていたが、ある酒蔵では醸造期間が 9 月～6 月と長く、必ずしも日本酒製造と水田農業が労働力の補完関係にあるとは限らないとしている。

4. 地域貢献を参入理由とする背景として、高齢化が進み、近い将来に確実に担い手不足により耕作放棄地が拡大するような条件不利地域において、あえて営農をおこなうことで、

水路管理をはじめとする営農環境の維持につながり、それが周辺の農家に波及的に貢献することになるとしている。それだけでなく、酒蔵は元来、原料調達や雇用などの面で地域密着型食品企業であり、事業の維持自体が地域貢献になっているため、短期的な利益より長期的な共存関係の維持に努めているとしている。

ここからもわかるように、酒蔵の農業参入理由は、将来の良質な酒米確保への不安が最も大きいと考えられる。酒蔵の現在の状況は、良質の酒米の確保という点において明治時代の北播磨地域で村米制度が始まった時と似た状況でもある。しかし、現在は中山間地域での農業や集落の維持と深くかかわっており、酒蔵と農家や集落との共存関係が重要になると考える。

## 1-2 研究の目的

日本酒の出荷量は減少傾向ではあるが、特定名称酒の需要増や海外への販路拡大にともない、酒米の需要は維持されており、酒米生産地においては生産体制を継続することが重要となる。しかも村米制度の酒米生産農家においては売り先の確保もできている。しかし、農家側では、兼業化した世代の高齢化と集落の衰退により次世代の後継者不在が課題として浮き彫りになっている。

また、酒蔵側からみると、酒米の調達環境は全国的に厳しくなっており、特に良質の酒米の調達に苦慮していることが明らかになっている。そこで、酒蔵は自社で農業に参入する事例も出てきているが、契約取引をすることで安定的に調達することが可能となる。特に、村米制度の優位点として、集落としてまとめて取引することで、ある程度の量的規模が確保でき、個別に農家と取引をすることと比較し取引コストが抑えられるという点があげられる。なにより、村米制度には後の本研究の位置付けでも述べるが、「信頼関係」「生産規模」「良質の生産物と生産技術」の全てが備わっている。つまり酒蔵側にとってもメリットが大きいのである。

兵庫県は酒造好適米の古くからの産地である。時代とともに生産量は増減するも、現在でも全国の生産量の約 6 割を占めており、中でも兵庫県北播磨地域は山田錦を中心とする酒米の特産地であり続けている。村米制度は、この北播磨地域の酒米生産地と灘の酒蔵との間で結ばれる酒米取引制度であり、その始まりは明治時代とされる。契約取引の一種として産地と酒蔵の発展を支えてきた制度であり、酒蔵にとってはまとまった量の高品質な酒米の安定調達を可能とし、産地にとっても農家間で共通の品質の酒米を供給し、安定的な収入を得られる利点がある。この村米制度は兵庫県三木市吉川町に現存しており、しかも村米制度における産地と酒蔵の関係性は、上述のような単なる取引関係を越えたものであり、歴史的な資産でもある。社会の不確実性が高まるなか、その価値の再評価が求められると考えられる。一方で、酒米産地集落における高齢化と離農の進展にともない、その存続が危ぶまれている。

このような状況にある村米制度について、現代におけるその価値や機能についてはこれ

まであまり議論されてこなかった。また酒米産地維持のためには、現状把握に基づき具体的な対策を講じることが喫緊の課題である。

そこで本論文では、高品質な酒米へのニーズが高まる中で、そうした酒米を村（集落）として請け負って生産してきた村米制度の現代的意義についての再評価を行い、酒米生産地の維持に向けた方向性と、今後の酒米供給に関する示唆を提示することを目的とする。

具体的には、研究課題として、以下の 4 点を設定し、その上で、酒米山田錦の生産地維持の方向性を検討する。

課題 1：村米制度は、流通としてどのような特性があるのか

課題 2：村米制度は、現代的な市場の不安定化に対してどのような機能を発揮するのか

課題 3：農家は、村米制度の価値をどのように認識しているのか

課題 4：酒米生産地の農家は、今後の農地や集落の維持をどのように考えているのか

## 2 本研究の位置付け

本研究では、農業経営研究、流通経営研究、社会学的研究の3つの視点から酒米生産地維持について議論する。

第1に農業経営研究について整理する。集落の維持において土地持ち非農家の増加が課題となっている。土地持ち非農家の増加の背景として、農業環境の悪化や農家の高齢化・後継者不足などによる農業経営の縮小をあげている（内田，2007）。その後は農村内に世帯の継続をしない非農家の農地の増加が問題となる。つまり、村外に他出した不在村農地所有者が増え、その所有農地の管理についての課題が生まれる。所有者別耕作放棄地割合（農林業センサス，2005）において、耕作放棄地になっている農地割合が高い所有者は、土地持ち非農家や自給的農家が高く、農業依存度が低い主体ほど高くなる傾向がみられている。このままだと、林業と同じように農地の所有者を特定することが困難になり、農地の利用集積も難しくなると考えられる。そこで、土地の所有構造については、土地持ち非農家とその次の世代とみられる不在村農地所有者の増加で大きく変化することを考慮し、関連機関が主導しての農地の受け皿づくりが緊急の課題だと指摘している（内田，2007）。

また、農山村集落類型と集落維持・資源管理の可能性について、4つの集落タイプに分類したうえで、タイプ別に集落維持意向と資源管理の現状と展望を分析した研究では、都会出身者の受入に積極的な集落タイプは農山村不動産の売貸意向が強く、消極的な集落タイプは売貸意向が弱いことを明らかにしている。それらのことから、集落維持や農山村資源の活用には、現存の集落活性とともに、集落維持の危機感の強さと地元住民の外部者受入意向及び具体的な行動が影響を及ぼすと考察している（藤井・垂水・藤原，2009）。

そして、中山間地域における集落の類型化から地域維持の方向性を研究したものでは、地域維持の方向性のポイントとして、共通の愛着や目標、農業生産だけでなく環境美化や交流活動などを取り入れ、他出あかつぎや不在地主など多様な人材の参画を促すことをあげている（原・遠藤，2006）。

次に継続が困難になった農地の受け皿の農地管理について、農業の担い手としての集落営農を分析した研究では、土地利用型農業に関して、多様な担い手が併存する構造が続き、そのなかで集落営農は重要な位置を占めるとしている（平塚，1992a）。確かに現在では集落営農は有力な受け皿として根付いている。そして、集落営農は家族経営に比べて後継者を幅広く確保できるなどの利点もあり、その形成・発展を推進しなくてはならない。ただ、中山間地域などのリーダーやオペレーターがなく、外部リーダーが働きかけても集落営農形成の見込みがないところでは、農協・農業公社・第3セクターなどによる対応が必要との指摘をしている（平塚，1992b）。つまり、集落営農は農地の受け皿としては重要な存在ではあるが、中山間地域など人材の確保が難しい地域においては課題もあり、外部の支援が必要になる。

また、その人材の確保について、新規就農者を確保する集落営農法人についての研究では、農地の出し手、受け手含め集落全体が法人化したものを地域ぐるみ型の集落営農とし

て、そのような集落営農の新規就農者確保の特徴をまとめている。地域ぐるみ型では、法人の担い手(オペレーター)の高齢化に対応して農業・農地維持のため、新規就農者の確保が求められ、そのため、収益性の高い施設園芸の導入など複合化へ経営を変化させている。また、地域ぐるみ型の集落営農法人は、生産の効率化と併せ集落の維持活性化を目指す法人であることから、新規就農者確保・育成において法人構成員とのコミュニケーションや地域に住むことを重要視している。大型農業機械の運転や施設園芸などの責任者を新規就農者が担い、女性・高齢者との役割分担を行うなど、生産の効率化と地域活性化という集落営農法人の経営理念を失うことのないよう経営を実践していると分析している(和田・伊東・磯田・雨河, 2016)。

また、集落営農組織における後継者の帰属意識とネットワーク形成についての研究では、新規参入者を後継者として育成するためには、最初に集落内の近隣住民とのネットワーク形成を通じて主に地域への帰属意識の向上を促したうえで、次に営農活動での関係者とのネットワーク形成を通じて主に集落営農組織への帰属意識の向上を促すというプロセスで、後継者としての意識醸成を図ることが重要だとし、その実現には、後継者自身の努力だけでなく、営農活動での関係者や集落内の近隣住民から後継者への働きかけや仲介的な役割を担う住民の存在が重要であるとしている(栗原・三浦・角田・藤井, 2020)。

このように、集落営農の人材についても、多くの研究の蓄積があり、特に中山間地域においては難しい課題が多くあることがわかる。

第2に流通経営研究について整理する。まず、村米制度について、一般的な契約取引との違いを整理する。野菜供給安定基金(2003)によると、「契約取引とは、生産者(農家)と事業所との間で取引する農産物の、価格、数量、規格(品質)について、原則として農産物の播種前に、一定の契約(約束)に基づいた取引における仕入れ。事業所が農家、生産法人等と直接契約したもの他に経済連、商社等が仲介して農家、生産法人等と契約したものも含める」とある。そしてそのメリットとして、実需者にとっては必要な規格・品質の農産物を安定的に仕入れることができ、農家にとっても販路の確保ができ、価格の変動が少ないため「安定収入が見込める」「出荷コストの削減ができる」「エンドユーザーが見えて農家の励みになる」などのメリットがあることで、売り手・買い手双方での契約取引に対するニーズは高いとしている。

また、駒井(2002)では、「生産者(農家)と企業の双方にとって有利な契約生産を成功させるための基本的な条件として、契約当事者(両者)間の相互の信頼と生産者が一定以上の生産規模をもつこと、また生産者が良質の生産物を生産することのできる生産技術をもっていることが必要である」とし、「信頼関係」「生産規模」「良質の生産物と生産技術」が基本であると指摘している。

村米制度には「エンドユーザーが見えて農家の励みになる」や「信頼関係」については、「集落と酒蔵の関係は単に取引関係だけではなく、互いに協力し合う親戚関係にも似ているといわれている」(兵庫酒米研究グループ, 2010)などからもわかるように、長期的な

村米制度の関係から培われ文化にもなっているといえる。

次に、村米制度における「生産規模」と「良質の生産物と生産技術」について、規模に関しては個人の農家単位では生産量が限られることもあり、集落全体で取引することで、ある程度生産規模が実現できる。また複数の近隣集落も一体化することで、酒蔵の希望する量を確保している例もある。「良質の生産物と生産技術」については、明治のころからの厳しい品質検査があり、酒米に適した土壌や気候風土に加えて、集落内外での技術の伝承や研鑽がおこなわれてきた。

つまり、村米制度が一般的な契約取引と根本的に違う点は、村（集落）単位という地域と企業との取引である点、100 年を超す長期的な取引によって培われた信頼関係が成立している点が挙げられる。

次に、サプライチェーン・マネジメント（以下、SCM）について、サプライチェーンの目的は、財・サービスの「低コスト供給」「迅速な供給」「確実な供給」「継続的供給」「広範な供給」の 5 つが考えられ、これらの目的に合うように実際のサプライチェーンは構築されなければならない（由井・安田，2008）。そして、SCM は、原材料や部品の調達から始まって、メーカーによる生産、さらには卸、物流、小売を経て、最終消費者（顧客）に至るまでの供給プロセスを、供給というひとつの流れ（供給連鎖）としてとらえ、全体としての最適化を図ろうとするものである（伊藤，2003）。つまり、村米制度は「確実な供給」「継続的な供給」としてのサプライチェーンの目的を果たしており、原材料の調達においては、SCM の供給プロセスの最適化を担っている。

そして、テロワール（terroir）について、本来は土壌を意味するフランス語の言葉で、ワインの官能的特徴に影響を与える産地の様々な自然的要因と人的要因の両方を含んだ概念である（児玉，2022）。そもそもテロワールという概念自体は、アメリカなどの「新世界」産ワインの台頭によって誕生した経緯がある。「新世界」産ワインが、味・品質の面で、フランスを中心とした「旧世界」産ワインに優る評価を受けるに従い、「旧世界」では抽象化された土地と技法が強調されるようになり、テロワールという概念で表現された。その後、テロワールとそれを理念的土台とする原産地保護制度は世界規模で広がりを見せている。当然、こうした制度は、ワインのブランディングに貢献し、世界規模のワインのヒエラルキーを形成・保持している（深谷，2021）。

欧州では、ワイン市場における地域ブランドの多角的な競争関係の中で、産地名の法的保護制度としての地理的表示制度が生み出され、さらにマーケティングツールとしてのテロワール言説と同言説に関する多種多様な情報デザインが創造されてきた。欧州のワイン産地の農家たちは、地理的表示とテロワール言説を巧みに組み合わせながら、強固な地域ブランドを構築し、ワイン市場における自らの競争優位性を成功裏に築いてきたとしている（児玉，2022）。つまり、ワイン市場においてのテロワールは、有効なマーケティングツールとして高い評価を得ている。

そのテロワールを地域創生に活用することを検討した研究では、日本は戦後、ワイン、

日本酒といった地域創生のカギとなるテロワールを基盤とするアルコール飲料生産を工業的な生産として合理化することによって、均一で安価ではあるが、プレミアム感や地域特性に欠ける商品（全国統一のブランド）として流通させてきたため、地域創生のコンテンツとして活用できなかった。日本における地理的表示（GI）導入の遅れは、テロワールの重要性に対する認識不足に由来していると考えられている（山崎，2019）。しかし、日本酒と本格焼酎の振興こそ地方創生につながるとして、地方のテロワール（原料基盤）、伝統技法、文化を地方創生に生かせるのは、地方圏に醸造企業が相対的に多く立地している日本酒と本格焼酎であると理由を示している（山崎，2019）。

第 3 に社会学的研究について整理する。社会的ネットワークの紐帯について、弱い紐帯で結ばれている主体は異なる活動範囲を持っており、当該の個人がアクセスしえない情報にアクセスしている可能性が高い。個人と弱い紐帯で結ばれた知り合いには、同様に強い紐帯で結ばれた友人が存在する。個人とその知り合いの間では異質性が高く、その知り合いの友人とは同様に異質性が高い。ネットワーク上の個人は、自身の知り合いを介して、異質性の高い主体との繋がり、さらには自身の友人と知り合いの友人という異質性の高い集団を結びつけている。そのようにして、ネットワークに属する個人は弱い紐帯を介して、従来の状況では利用できないような情報にアクセスできるのである（大原，2009）。つまり、集落においても、農村特有の集落内の強い紐帯による優位点と、兼業化などによる集落外とのつながりが増えたことによる弱い紐帯から得られる情報の有用性の、両面を活かした集落維持が必要だと考える。

また、ソーシャル・キャピタルとは、協調的行動を容易にすることにより社会の効率を改善しうる信頼、規範、ネットワークのような社会的組織の特徴のことである。つまり、農地・水・環境対策は、住民間の相互信頼関係の構築や緊密なコミュニケーションによってソーシャル・キャピタルを蓄積し、農村共有資源の共同管理を促進するものであるとしている（古澤・木南，2009）。

つまり農村では、信頼、規範、ネットワークのうち、信頼や規範は集落内や酒米生産地の村米制度の酒蔵などとの強い紐帯により醸成され、ネットワークによる有用な情報などは集落外の開かれた弱い紐帯から得られ、それらがソーシャル・キャピタルとして蓄積され、地域が活性化し、暮らしやすい環境になると考える。

以上、農業経営研究では集落維持、集落営農について、流通経営研究では契約取引、SCM、テロワールについて、社会学的研究では社会的ネットワークの紐帯、農村のソーシャル・キャピタルについて整理した。本論文の位置付けとしては、図 1-1 の通り、これらの既往研究を基に 3 つの分野の重複した部分を議論の視座として、村米制度の現代的意義とその酒米生産地維持について分析をおこなう。

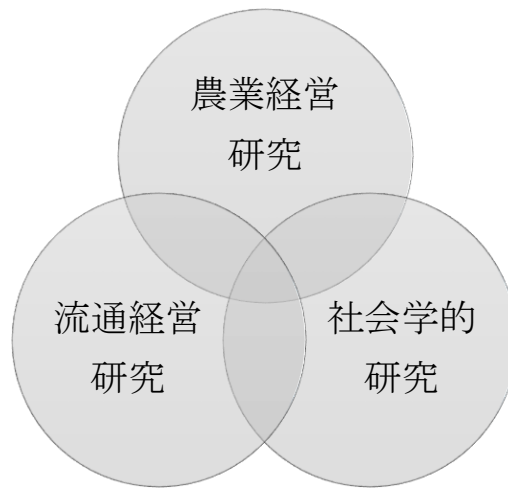


図 1-1 本論文の位置付け

### 3 研究の方法

研究の方法として、村米制度の現代的意義についての再評価をするために、村米制度を継承している地域に入り込み、農家や集落の現状把握と農家の意識を調査する必要がある。村米制度は村（集落）と酒蔵との一種の契約取引で、兵庫県の良質な酒米を生産する地域にしかなく、手法としてはその地域での参与観察を伴う事例研究である。

対象地は、兵庫県北播磨地域の三木市にあり、中でも山田錦特 A 地区に位置付けられ、村米制度が継承されている吉川町の集落と、村米制度で取引のある酒蔵を対象に調査分析を実施した。調査は、約 10 年間に及び断続的に実施した。

日本を代表する酒米生産地の村米制度を事例とすることでその他の地域への一般化が期待できる。つまり、全国の酒蔵に隣接する集落と地元酒蔵が密接につながった、村米制度のような契約取引への発展に資すると考える。

また、日本酒の原料である酒米の最高峰山田錦の、しかも山田錦の最高ランクを生産する特 A 地区を事例地域とすることで、酒米生産地維持が実現できれば、酒米だけにとどまらず最高級の日本酒の伝統と食文化を守ることにも貢献する社会的意義が期待される。

次に、全体的な研究アプローチとしては農業経営研究の集落維持と集落営農を基本としているが、流通経営研究の競争優位の源泉、サプライチェーン・マネジメント、ブランディング戦略や、社会学的研究の社会的ネットワーク、ソーシャル・キャピタルなど、各分野の知見を横断的に援用し、多様な視点での分析を試みた。

調査の概要は表 1-2 の通りである。村米制度の集落に入り込み、10 年以上の長期にわたる継続的な聞き取り調査をすることで、集落内での農家の意識の変容だけでなく、村米制度でつながりのある酒蔵との関係性の動向についても、鳥瞰的に把握することができた。

表 1-2 調査の概要

|       | 調査方法               | 対象者等                                                                                                                       | 調査時期                | データを用いた章 |
|-------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|----------|
| 調査 1  | 聞き取り調査             | 山田錦農家 2 名,<br>村米制度に関わる酒蔵 3 社,<br>JA 等関係者 3 名                                                                               | 2010 年 8 月<br>～10 月 | 第 4 章    |
| 調査 2  | 聞き取り調査             | 村米制度を継承している三木市吉川町の山田錦村米部会会長, 理事, JA みのり吉川現場責任者, 元 JA みのり幹部の 4 名 (全員村米農家でもある)                                               | 2020 年 6 月<br>～7 月  | 第 5 章    |
| 調査 3  | 聞き取り調査             | 村米制度で取引をしている酒蔵 C 社の醸造部長                                                                                                    | 2020 年 9 月          | 第 5 章    |
| 調査 4  | 聞き取り調査             | 吉川町の村米部会の全 37 集落の農会長を集めた農会長会議に参加し, 各集落農会長の意見と集落内での調整に関する調査を実施                                                              | 2021 年 1 月          | 第 5 章    |
| 調査 5  | 聞き取り調査             | 酒蔵 C 社と村米制度で取引のある N 集落の農会長                                                                                                 | 2021 年 7 月          | 第 5 章    |
| 調査 6  | 聞き取り調査             | JA みのり吉川の現場責任者                                                                                                             | 2022 年 3 月          | 第 5 章    |
| 調査 7  | 聞き取り調査             | 村米制度の対象集落の 2 名の農家に, 日常感じている村米制度の現状と課題について, 自由に話してもらう形式で実施                                                                  | 2022 年 6 月          | 第 6 章    |
| 調査 8  | 聞き取り調査             | 村米制度の対象集落から地区や年齢のバランスを考慮した 6 名                                                                                             | 2022 年 8 月<br>～10 月 | 第 6 章    |
| 調査 9  | アンケート調査            | 三木市「農業と農村の振興に向けたアンケート」の再整理<br>市内 118 集落のうち 112 集落の 2,743 人から回答                                                             | 2020 年 8 月<br>～10 月 | 第 7 章    |
| 調査 10 | アンケート調査<br>と聞き取り調査 | N 集落の全農家を対象にした, 「地域農業の将来 (人と農地の課題)」のアンケート調査で, 全 30 農家から回答<br>加えて, 全農家に対する聞き取り調査を追加的に実施し, 農家属性 (年齢, 面積, 子息の有無, 地場検査の利用) を把握 | 2022 年 7 月          | 第 7 章    |
| 調査 11 | 聞き取り調査             | 「耕作を委託したいが委託先の見込みが無い」とする農家に焦点をあて, 子息がいるにも関わらず離農を検討している理由, 今後の農地水利など環境管理と集落維持に対する意向を 5 名に追加調査                               | 2023 年 4 月<br>～5 月  | 第 7 章    |

## 4 研究の構成

第1に先行研究と現状考察について、研究の背景と目的（第1章）で、研究の背景を整理した上で、研究目的を「高品質な酒米へのニーズが高まる中で、そうした酒米を村（集落）として請け負って生産してきた村米制度の現代的意義についての再評価を行い、酒米生産地の維持に向けた方向性と、今後の酒米供給に関する示唆を提示する」とした。そして、村米制度と兵庫県酒米生産地についての歴史的な整理おこなった（第2章）。また、集落維持と村米制度の評価に関する理論整理として、2階建て方式集落営農と競争優位の源泉の2点について整理をおこなった。（第3章）。

第2に事例調査について、日本有数の酒米生産地で、山田錦特A地区でもある兵庫県三木市吉川町において、村米制度の現代的意義や産地維持についての農家の考えを把握するための研究課題として、以下の4点を設定した。

課題1：村米制度は、流通としてどのような特性があるのか

課題2：村米制度は、現代的な市場の不安定化に対してどのような機能を発揮するのか

課題3：農家は、村米制度の価値をどのように認識しているのか

課題4：酒米生産地の農家は、今後の農地や集落の維持をどのように考えているのか

これらの4点について、以下の通り第4章から第7章で、それぞれの調査と現状の把握をまとめた。

課題1：村米制度の流通としての特性（第4章）

村米制度とサプライチェーン・マネジメントの4つの目的との整合性を、2名の山田錦農家、3社の村米制度の関わる酒蔵、3名のJA等関係者の聞き取り調査を基に分析

課題2：村米制度の現代的意義（第5章）

新型コロナウイルス禍の非常時だからこそ見える村米制度の意義について、三木市吉川町の集落（村米部会・農会長等）と酒蔵への約2年間の継続的な聞き取りを基に、村米制度の現代的意義を調査分析

課題3：村米制度に対する価値認識（第6章）

N集落の農家への聞き取りを基に、村米制度についての経済的価値と社会的価値の認識を調査分析

課題4：酒米農家の農業継承意向（第7章）

N集落の農家へのアンケートと追加の聞き取りを基に、今後の農地と集落の維持への意向を調査分析

第3に知見と課題について、事例調査から得られた知見を整理し、「次世代型村米制度集落モデル」と「日本酒山田錦テロワール」という酒米生産地維持の方向性と、今後の酒米供給に関する示唆を提示した（第8章）。

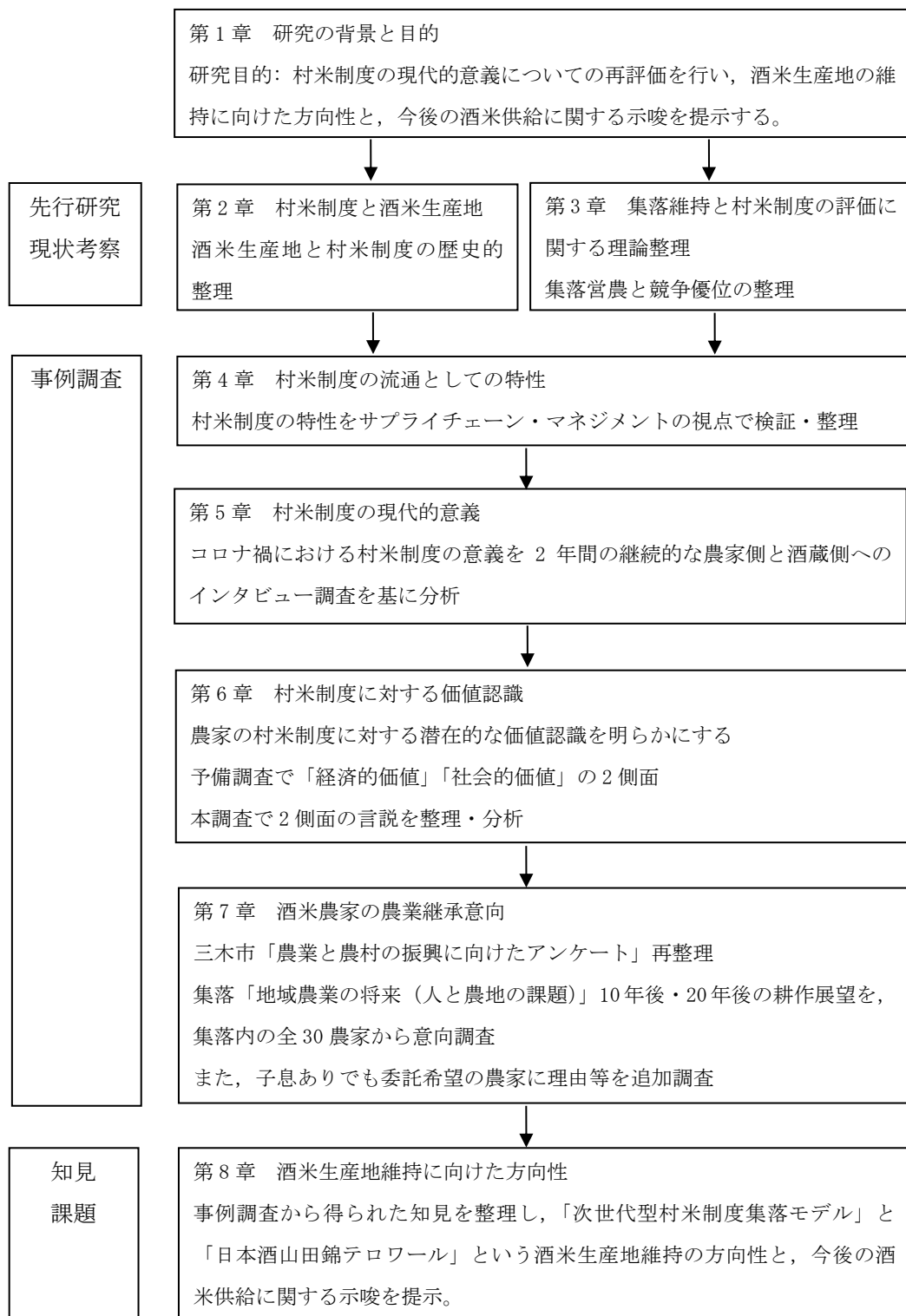


図 1-3 本研究の構成

補注)

- 1) 正式名称は「酒造好適米」であるが、一般的に「酒米」という通称で使われることが多い。意味は同じではあるが前後の内容により両方を使い分けて書いている。
- 2) 「農業集落」は農業を主とした集落として一般論の場合に使い、具体的な議論の場合は「集落」として使い分けている。また、「村」は明治の頃の集落を示す場合に使用している。



## 第 2 章

### 村米制度と兵庫県酒米生産地

## 1 村米制度の起源と動向

昔から酒蔵の間では「酒米買うなら土地見て買え」という格言があると言われている。日照時間が長く、気温の日較差が大きいこと、粘土質の土壌で肥料や水の保持力が高いなど、酒米生産に適した気象と土壌条件を備えていることが重要とされている。

江戸時代に入り、清酒の誕生や消費量の増加で、伊丹や灘五郷を中心に近代的な酒造りがおこなわれるようになった。また、その原料の酒米について、播磨国加東郡、美嚢郡（現在の兵庫県加東市、三木市）の多くは、下野国（現在の栃木県）壬生藩鳥居家に与えられていた飛び地領で、採れる酒米は鳥居米と呼ばれ有名であった。鳥居氏は、領地の風土に合わせた稲作改良に注力し、酒米鳥居米を生み出した。鳥居米は、播州鳥居米ともいわれ、鳥居領のものだけをさすのではなく、播州地域全体の酒米を総称して用いられていたものである。領地の納め米は、高瀬舟で大坂の蔵屋敷を通じ酒蔵に売られた。これらの積極的な取り組みが現在の酒米生産地の基盤を築いた。主に近畿の酒蔵に提供されたが、厳しい検査であった記録が残っており、その検査により酒米の品質が向上したと言われている。需要にこたえる厳しい品質検査がおこなわれたことで、生産技術が向上し、北播磨地域は酒米の産地として知られるようになった（兵庫酒米研究グループ、2010）。

明治時代に入り年貢から地租へとお金で税を納めるようになったことで、農家は質より量を重視したため米の品質が全国的に落ちた。一方で、酒の需要は増加しており、酒蔵は良質の酒米を確保しようと努めた。その結果、品質の良い酒米を欲する酒蔵と、安定した販売先を求める農家との間で合意点が見つかり、特定の酒蔵と酒米生産地の村（現在の集落）で 1890 年代（明治 24～26 年頃）に村米制度がはじまり現在も続いている。いわゆる契約取引ではあるが、単に酒米の取引だけでなく、酒蔵の要望に合わせた酒米の改良も期待されていた。また、干ばつや水害、震災などの災害にも互いに助け合うなどの強いつながりもあり、現在も兵庫県三木市吉川町を中心に続いている。

村米制度の始まりには二説がある。一つは、1893（明治 26）年に奥吉川村市野瀬（現在の吉川町市野瀬）で山田篤治郎氏らが発起人となり、西宮郷の酒蔵辰馬悦蔵と交渉し取引を開始したことである。もう一つは、1891～92（明治 24～25）年頃に加東郡米田村上久米（現在の加東市上久米）が灘の泉正宗や本嘉納商店と取引を開始したことである。集落と酒蔵の関係は単に取引関係だけではなく、互いに協力し合う親戚関係にも似ているといわれている。大正年間の干ばつや 1938（昭和 13）年の水害、そして 1995（平成 7）年の阪神淡路大震災などの際には、互いが援助し合っている。

このような村米制度も、酒蔵や農業を取り巻く環境に影響を受け時代とともに変化をしている。戦後の食料不足で食用米の需要が高まったことを受け、一時期酒米を生産しなくなりそのまま村米制度が途絶えた集落や、東条町（現在の加東市）では、ライスセンターの建設により集落ごとの区分調整が困難になり、村米制度が消滅した例もある。また、日本酒の需要変動に伴う酒蔵の盛衰により、村米制度の廃止を招いた例もある。しかし、三木市吉川町のように、明治時代からの流れを継続している地域も存在する。

一方、昭和 30 年代以降に新たに村米契約を結び、産地と酒蔵との連携が深まった地域もある。特定地域との新契約を求める酒蔵が増え、北播磨地域では新たな村米制度も生まれている（池上，2022）。日本酒の大幅な消費減少にも関わらず、良質な山田錦を安定的に取引したいという意欲の高い酒蔵も一定数存在する。また、原産地表示や安全性への意識の向上を受け、自らの要望に応える特別な酒米を求め産地との提携を進める酒蔵もある。

## 2 兵庫県産の酒米

農林水産省（2023）によると、2021（令和 3）年産の酒米生産状況は品種別で、「山田錦」（2.8 万 t）と「五百万石」（1.4 万 t）の 2 種類が全体（7.5 万 t）の 56%を占めている。産地別では、兵庫県（2.1 万 t）、新潟（0.9 万 t）、岡山（0.5 万 t）と、兵庫県が他県を引き離し全体の 28%を占めている。

「山田錦」は全国生産量の 58%を兵庫県産が占め、検査等級についても「特上」「特」といった高品質の割合が他県に比べて格段に多い。90 年近く前に品種認定されたにもかかわらず、農家の品質向上への取組みなどにより、高級清酒の製造に適した酒米として、全国の酒蔵から高い評価を受けている。

令和 2 酒造年度全国新酒鑑評会出品酒の分析結果によれば、原料米の使用割合 100%の出品酒では、「山田錦」を使用した出品酒が約 79%を占めていた。「山田錦」を原料とした出品酒 642 点の産地別出品点数では、兵庫県産が約 75%（484 点）を占め最も多い。

近年、地元酒蔵のニーズ等に応じて多様な酒米品種が栽培されており、産地の分布はほぼ全国に及んでいるが、個々の品種の規模は小さく、「山田錦」を中心とする兵庫県の酒米生産は、現在の日本酒生産においても重要な役割を担っている。

さて、兵庫県の中でも村米制度を継承する三木市吉川町の山田錦契約数量について、2000 年から 2022 年までの吉川町村米部会の山田錦契約数量の推移は図 2-1 の通りである。2000 年から 2011 年までは減産を要求されていたが、2012 年から 2017 年までは増産傾向であった。しかし、2018 年からは再び減産に転じ、2021 年に新型コロナウイルスの影響を受け大幅な減産を余儀なくされている。グラフからも 2021 年の減産量は特別に多く、新型コロナウイルスの影響が大きかったことが読み取れる。長期的な推移でみると、2012 年から数年間は、一旦減産傾向は止まり、微増はしたものの、2000 年の 82,165 袋を基準とすると、2022 年の 51,489 袋は約 37%減少している。つまり、約 20 年間で契約数量は 3 分の 1 以上減っている。これらのことから、新型コロナウイルス感染症の影響による減産は大きいですが、長期的な減産傾向は続いてきたことを重く受け止め、根本的な対応策を検討する時期にあると考えられる。

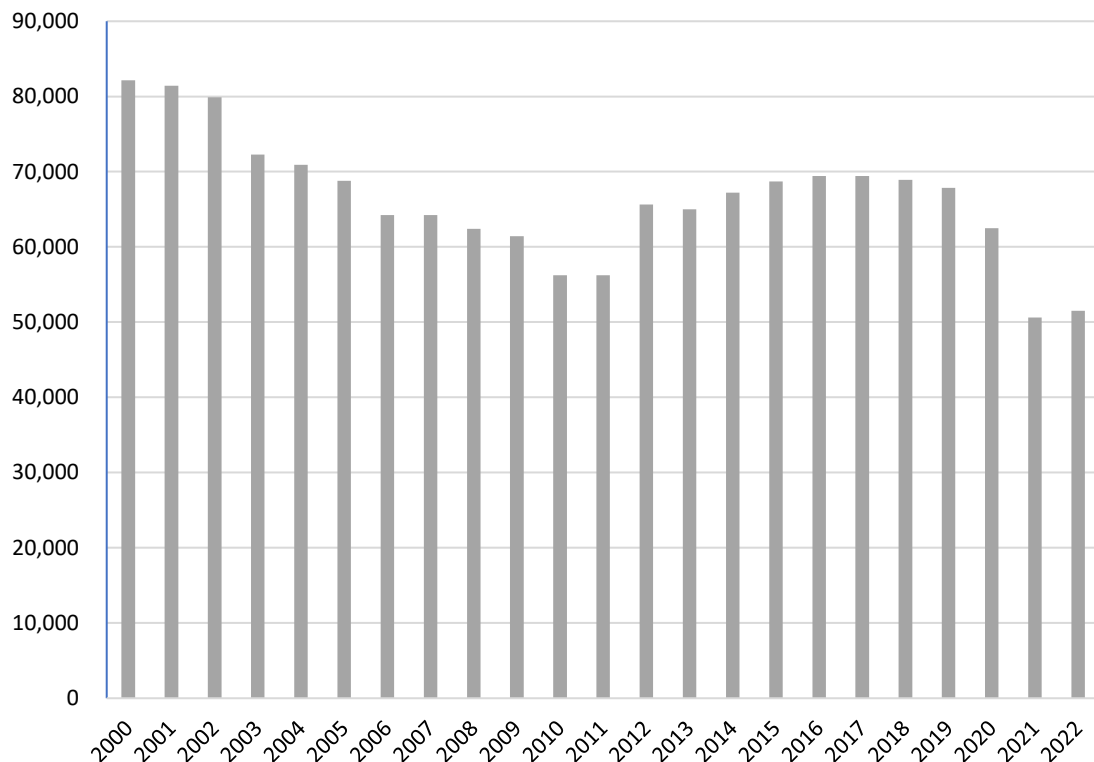


図 2-1 吉川町村米部会 山田錦契約数量推移（単位：袋・1 袋 30 kg）

出所：JA みのり吉川の資料を基に筆者作成

### 3 特 A 地区の詳細

「山田錦」の産地は、「特 A-a」、「特 A-b」、「特 A-c」の 3 つに区分されている。「特 A-a」の産地は三木市（吉川町全域，口吉川町全域），加東市（旧東条町全域など），「特 A-b」の産地は神戸市北区（大沢町全域，淡河町全域），三木市細川町全域などである。これ以外の地域は「特 A-c」である。特 A の地区割りの根拠は，酒米振興会初代事務局長の森本巖氏が作成した図 2-2 の 1938（昭和 13）年村米格付表による。格付けは加東郡米田村上久米村の価格を基準とし，そこからの差で 12 ランクに分けられ，美囊郡，加東郡，多可郡，有馬郡，神戸，加西郡の各村（現在の集落）が細かく格付けされている。昔は仲次をはじめ農家や酒蔵は米の品質に非常に関心が高かったため，地域の米の善し悪しを経験から知り尽くしており，多くの農家は地域間の米の品質の差があることを共通認識としてもっていたようである。この村米格付表が基となり現行の特 A-a から特 A-c までの地区割りが定められている（兵庫酒米研究グループ，2010）。

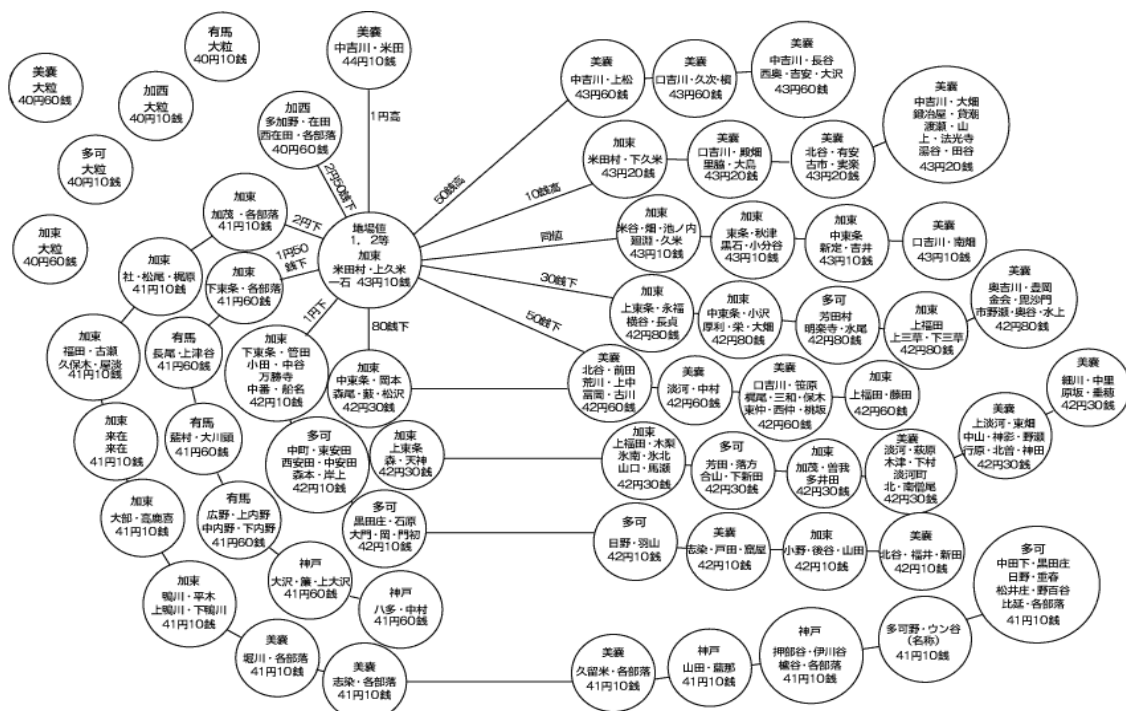


図 2-2 1938（昭和 13）年村米格付表

出所：兵庫酒米研究グループ（2010）

#### 4 酒米生産地の近代化

1960 年代から 1970 年代にかけて、日本の農業は高度経済成長の影響を受け、農地の減少と農作物の生産量の低下がおこった。特に米の生産過剰で、生産調整と水田利用再編対策の影響で、水稻の作付面積は大幅に減少した。また、この時期に農業の機械化が進行し、1980（昭和 55）年には、兵庫県全体的水稻作付面積の約 90%に田植機が普及している。しかし当時は、機械植え栽培は従来の手植え栽培より稲が倒れやすくなる傾向も見られた。手植えの 6～7 葉の成苗よりもかなり小さな 2～3 葉の幼苗を植えるという違いがあり、それに適した施肥法の改善など栽培法についても検討段階であったことから、品質の低下や収量の減少などのリスクを懸念し、山田錦での機械化は敬遠されていた。また、貴重な酒米である山田錦を機械で植えるのはおこがましいという酒米に対する農家の特別な思いもあり、機械化が進まなかったとのエピソードも残っている。

急速に進展する機械化に順応できないことや、1965（昭和 40）年に襲来した台風の大きな倒伏被害を受けたこともあり、山田錦の作付面積は 1963（昭和 38）年の 7,840ha をピークに減少し、1973（昭和 48）年には 2,746ha と最盛期の 35%にまで減少している。その後数年をかけ、山田錦に適応した機械植え栽培の方法を確立し徐々に広がっている。さらに、それまでの平型乾燥機から循環型乾燥機による乾燥方法の転換を試み、大型乾燥機による大粒酒米の乾燥に成功し、酒米生産地においても田植えから収穫乾燥調製に至る機械化が整ったのである。

機械化作業の普及拡大を進める上で、山間棚田地帯が多い山田錦の主産地においては、適地の圃場整備の拡充が重要な課題になった。これに対応するべく 1975（昭和 50）年頃から圃場整備事業が開始された。加東郡東条町（現在の加東市）では圃場が大区画へと整備され、機械化が進行したが、それに伴い一部の田では均平不良や表土の浅薄化が見受けられ、山田錦の品質劣化や収量減少が問題となった。1982（昭和 57）年には、農協に土壌分析室が設置され土壌分析を行い、その結果を土づくりに活用し、農家への疎植栽培法などの具体的指導とともに山田錦の品質向上に努めてきた。

一方、1973（昭和 48）年度をピークに日本酒の需要は減少する。2000 年前後のバブル経済の崩壊や焼酎ブームの影響で、需要は大幅に減少した。山田錦でさえも産地の縮小が懸念されたことから、生き残りをかけて、これまで以上に高い品質を目指す取り組みがおこなわれている。その一つが「グレードアップ兵庫県産山田錦」である。2011（平成 23）年産から調製時に使用する米選機（ライスグレーダー）のふるい目を、従来の 2.00 mm から 2.05 mm に変更し、粒張り・粒ぞろいをよくし、酒造りにとって大きなメリットを付与することに取り組んでいる。ふるいの目の変更により品質は向上するが、農家にとっては収量が減少し、すなわち収入減を意味する。しかし、長期的視点で兵庫県産山田錦のブランド価値を向上させる戦略であるということを、農家に納得してもらうことから取り組みをすすめる。結果的に全国の酒蔵に高く評価され需要も徐々に回復している。

また、品質を維持するための適正施肥や適期刈取について、現地での穂肥診断と刈取適期診断を JA が中心となり地域で人手をかけて取り組んできた。近年では山田錦の収穫量と品質の安定を目指し、兵庫県立農林水産技術総合センター酒米試験地と京都大学大学院農学研究科はスマートフォンのカメラ機能を利用した生育診断のアプリを開発し導入を進めている。従来、収穫時期の判断は人の目に依存し、労力を要し精度に個人差があった。しかしこのアプリでは、撮影した稲の黄熟度から収穫適期推定することが可能で、調査時間の短縮化が図れる。また、農作業の効率化と品質安定に貢献している。

このように、これまで兵庫県の酒米生産地では、時代の変化に対応した多くの近代化の取り組みが実施されてきている。そして、酒米生産農家もこれらの近代化に順応し、変容を遂げてきたのである。しかし、この機械化や栽培の近代化が農家の兼業化への流れに大きくかかわっていることは理解しておく必要がある。つまり、現在の後継者不在などの課題とも密接にかかわっているといえる。

## 5 山田錦農家への調査

兵庫県の山田錦農家の現状を明らかにしたものとして、竹安他（2018）による 2016 年の調査があり、この調査を整理する。

それによると、山田錦の生産について、山田錦の生産が本格化したのは 1955（昭和 30）年以降で、兵庫県の神戸市北区、三田市、三木市、加東市、小野市、加西市、西脇市、多可町で生産されており、最も作付面積が多いのが三木市で、次に加東市である。これらの

生産地の中でも、山田錦の主要産地を「特 A 地区」として区分されてきた。また、1964（昭和 39）年からはさらに細かく、「特 A-a」「特 A-b」「特 A-c」と 3 つに区分されている。この調査では、この区分による「特 A-a」「特 A-b」を特 A 地区として、その他の地区との比較を実施している。

まず年齢割合について、どの地区も 65～69 歳がもっとも多く、特 A 地区が 27.3%，その他地区が 25.0%であった。また、65 歳以上は特 A 地区が 55.7%で、その他地区は 62.6%，50 歳から 64 歳は特 A 地区で 40.0%，その他地区で 35.9%と、特 A 地区はその他地区と比較して若干年齢層が低い。

次に農業形態では、専業農家について、特 A 地区が 24.1%に対し、その他地区は 20.3%であった。そして、第 1 種兼業農家は、特 A 地区では 31.1%に対し、その他地区は 28.8%，第 2 種兼業農家では、特 A 地区では 30.6%に対し、その他地区は 34.9%であった。このように特 A 地区その他地区と比較して、専業農家と第 1 種兼業農家の比率が高く、第 2 種兼業農家の比率が低い。

自己所有地の山田錦作付面積について、最も多いのは 1.0ha 未満で、特 A 地区で 69.4%，その他地区で 79.5%であった。その次に多いのが 1.0ha 以上 5.0ha 未満で、特 A 地区が 26.3%，その他地区が 17.0%であった。ここからわかることは、どちらの地区も圧倒的に 1.0ha 未満の小規模の農家が多いが、特 A 地区はその他地区と比較して中規模の農家が少し多い。

圃場条件について、「悪い」「あまりよくない」の合計が、特 A 地区で 49.5%に対し、その他地区では 38.7%，「非常に良い」「良い」の合計が、特 A 地区で 46.9%に対し、その他地区は 56.3%であった。山田錦の生産において良好な条件である昼夜の気温差や粘土質の土地を備えた特 A 地区は、農作業をする上での圃場の条件としては厳しいもので、特 A 地区はその他地区と比較して 10 ポイント以上悪いと考えていることがわかる。

その圃場条件が悪い理由について、特 A 地区がその他地区と比較して差が大きい順に、法面が高いが特 A 地区で 51.3%に対し、その他地区は 31.5%，不整形が特 A 地区で 50.6%に対し、その他地区は 33.5%，湿田が特 A 地区で 27.9%に対し、その他地区は 18.9%，10a 未満の狭小圃場が特 A 地区で 29.1%に対し、その他地区は 22.2%であった。つまり、特 A 地区はその他地区に比べて、法面が高く、不整形、湿田、10a 未満の狭小圃場が多く、圃場条件が悪いと考えている。先にも述べているが、これらの圃場条件は良質な山田錦の栽培においては重要な条件でもあるので、良質な山田錦の生産地＝悪条件の圃場となる。

それでは、この厳しい条件の圃場での山田錦の生産を誰が担っていくのかになるが、栽培管理について、全部自分（家族）と回答したのは、特 A 地区で 79.0%，その他地区で 78.3%と、両地区とも最も多くほぼ同じ程度で、今でも約 8 割程度が家族経営で農業をしているのである。そして、全部他人と一部他人の合計は、特 A 地区で 19.0%，その他地区で 16.7%であった。その委託先は特 A 地区で営農組合が 52.4%，JA が 15.0%，請負農家が 12.6%の順で、その他地区では営農組合が 30.6%，JA が 28.9%，請負農家が 13.3%の

順である。

さて、山田錦生産に取り組む理由について、多い順に3番目まで挙げると、特A地区では「先祖からの継承」85.0%、「高価格」64.6%、「酒米作りへのこだわり」32.6%で、その他地区では「高価格」75.3%、「先祖からの継承」68.8%、「定年後の仕事」30.2%であった。これらについては、特A地区とその他地区では違った傾向が出ており、1番目と2番目が両地区で逆転している。「高価格」について、その他地区では山田錦の重要が少ない時には食用米を生産することもあり、食用米と比較することも多く、山田錦が高価格であることを実感する機会が多いからだと考えられる。それに比べ特A地区は山田錦の生産が中心で、高価格であることは織り込み済みで、取り組む理由としては「先祖からの継承」の方が上位になると考える。そして、3番目が特A地区では「酒米作りへのこだわり」であるが、その他地区では「定年後の仕事」で、山田錦の生産に対する意気込みや愛着の格差が表れている。

後継者について、一番多いのが両地区とも「誰も継がないかもしれない」で、特A地区が33.7%、その他地区で33.9%とほぼ同じ比率である。次に「すでに継いでいる」が特A地区26.6%、その他地区25.3%、「多分誰かが継ぐ」が特A地区20.3%、その他地区20.0%と地区による差はほとんどない。3分の1の農家は後継者の目途が立っていないが、「すでに継いでいる」と「多分誰かが継ぐ」を合わせると、半数近くが後継者の見通しが立っていることがわかる。

また、その後継予定者については、「長男」が特A地区74.6%、その他地区77.3%と圧倒的に多く、「次男」「三男」も合わせると両地区とも約85%が息子に継承すると回答しており、伝統的な息子による継承が受け継がれている。

後継予定者の同居か別居かについては、「同居」が特A地区60.2%、その他地区61.4%と両地区ともあまり差はない。

後継予定者の集落活動と家の農業への参加について、「集落の活動と家の農作業の両方に参加している」の回答は、特A地区45.2%、その他地区41.6%とあまり格差はないが、その中で同居している後継予定者だけに絞ると、特A地区60.3%、その他地区54.7%と格差が広がる。つまり、特A地区はその他地区と比較して、同居している後継予定者は集落や農作業に積極的に参加している割合が多いことがわかる。このことから、後継者の見通しが立っている同居の農家においては、特A地区の方が集落や農業とのかかわりに積極的であることがわかる。

後継予定者が不在の継承について、「誰も継がないかもしれない」と回答した人の今後の調査では、最も多いのが「分からない」で、特A地区35.9%、その他地区32.3%で、約3分の1は目途が立っていない。委託先で一番多いのが「営農組合・請負農業」で、特A地区25.8%、その他地区29.3%で、その他は極端に少なくなる。

山田錦価格の満足度について、「とても満足」は特A地区0.9%、その他地区3.4%、「満足」特A地区31.4%、その他地区48.1%、2つを合計すると、特A地区32.3%、その他地

区 51.5%である。ここから、価格への満足度については特 A 地区の方がその他地区に比べて約 20 ポイント低く、特 A 地区の農家は正当な評価をされていないと感じていることがうかがえる。

次に、山田錦農家としての誇りについて、「非常に誇りに思う」は、特 A 地区 16.0%、その他地区 13.2%、「誇りに思う」は特 A 地区 52.6%、その他地区 54.9%、2つの合計は、特 A 地区 68.6%、その他地区 68.1%で、両地区ともあまり格差はなく 3 分の 2 以上の農家が誇りに思っていることがわかる。

取引のある酒蔵について、「メーカー名を知っている」は、特 A 地区 66.7%に対し、その他地区 47.1%と、両地区に大きな格差がある。しかし、「知らない」が、特 A 地区 22.4%、その他地区 32.3%と、特 A 地区であっても 2 割以上の農家が取引先であるメーカー名を知らないことがわかった。

また、メーカー名を知っていると回答した農家の訪問経験の有無について、「訪問経験がある」が、特 A 地区 62.2%、その他地区 45.0%と、やはり特 A 地区の方がその他地区と比較してつながりが強いことがわかる。

この調査論文は、特 A 地区とその他地区とを比較している点で有意義であり、実態の把握において多くの示唆を与えてくれる調査である。また、山田錦価格の満足度や山田錦農家としての誇りなど、農家の意識にまで踏み込んだデータは有用だと考える。しかし、酒蔵との関係の調査はあるものの、村米制度との関連などについては調査されておらず、村米制度の酒米生産地における、農家や集落の生産地維持については、もう一步踏み込んだ調査研究が必要である。

そこで本論文では、竹安他（2018）の調査を踏まえた上で、特 A 地区の中でも村米制度を継承している兵庫県三木市吉川町の地域に焦点を絞り、さらに踏み込んだ調査を実施することで、村米制度の現代的意義とその生産地維持について分析をおこなう。



## 第3章

### 集落維持と村米制度の評価に関する理論整理

## 1 2 階建て方式集落営農の議論

まず農地の維持について、農地管理における受け皿として集落営農を分析した研究成果の蓄積は多数ある。現在の農村においては多様な担い手が必要とされるが、そのなかでも集落営農は重要な位置を占めている。そこで集落営農組織の議論を援用し、集落における農地管理方法の検討に活用する。

本節では集落営農組織における 2 階建て方式についての議論を整理する。梅本（2010）は、「集落営農の成立は、従来は生活共同体として集落と営農とが一体的とも言える展開を遂げてきたのに対して、それらが機能的に分離したものとして活動されつつあることを示している」として、集落営農組織が集落と営農の機能が分離してきているといった変容が起こりつつあることを示唆している。その上で梅本（2010）は最後に、「農村と営農との新しい関係を作り出していくことも、今後、重要な課題と言えよう」と締めくくっている。つまり、1970 年代頃から始まった集落営農が約 40 年を経て変化をする中で、農村の集落機能と営農機能を別々に考えて、運営をしていくような状況になっていたということである。

また、楠本（2010）は 2 階建て方式という言葉を使い、農地、住民、水、里山等の地域資源を基礎として、地域資源等の共同管理、調整を 1 階部分がおこない、2 階部分が多様な活動をおこなうことで、地域農業と地域社会を発展させる集落営農の仕組みだと考えている。

そして、その 2 階建て方式の課題については、長澤（2014）が、「2 階建て方式が機能し、発展するための課題は、1 階部分にあると考えられる。そして、1 階部分の課題としては、いかにして 1 階部分を活性化、あるいは稼働（農地の利用調整や担い手経営を確立）させるか。もう一つは、農家を「農」から切り離さない仕組みづくり、言い換えれば、2 階建て方式の仕組みに、いかにして農地の出し手である担い手層以外の人材をつなぎとめるのかにある」として、1 階部分の重要性を指摘している。また、長澤（2014）は具体的な問題点として、「地域づくり（1 階部分）と地域農業システム（2 階部分）という、相反する目的を有する階層を 2 階建て方式の仕組みのなかで、いかにして融合させるのかという問題である。言い換えれば、村落原理に基づく地域づくりと営利追求のための地域農業システムという異なる原理を、どのように調整するのかが 2 階建て方式の課題であると考えられるのである」として、1 階部分と 2 階部分との両者の融合の難しさを提起している。

## 2 2 階建て方式の導入事例

次に実際に 2 階建て方式を導入している事例について、長野県飯島町を取り上げる。株式会社田切農産は、2005 年に飯島町田切地区の 250 人以上の住民を株主にして設立され、2010 年に株式会社化している。その後、地区営農組合は、2015 年に飯島町内の 4 つの地区ごとに一般社団法人としての営農組合を設立した。そして、地区営農組合と田切農産など農業法人が連携して、農地と農作業を引き受け、地域農業を支える仕組みが始まっている。

地区営農組合と田切農産を中心とした農業法人が、分業して地域農業を支えている点特徴的である。

1 階部分で農地の利用調整などマネジメント的な領域を担い、農作業と加工作業受託や農機具管理、作物の販売などの実務的な領域の 2 階部分とを切り離し、それぞれが分業して運営している。しかし、分業はしているが、2 階部分の田切農産の人員で対応しきれない時は、営農組合員の中から地権者やその家族で準組合員として営農組合に加入した方に作業を請け負ってもらっている。このように強く連携や補完がおこなわれている。

つまり、前節で 1 階部分と 2 階部分との融合の難しさを指摘していたが、この事例ではその融合について特に配慮や調整をしながら取り組んでいるのがわかる。

### 3 2 階建て方式集落営農の整理

前節までの議論と事例を整理すると、集落営農には 2 つの機能がある。第 1 は農地など地域資源の管理や環境保全、農用地利用調整などの公益機能である。第 2 は農産物の生産や加工、販売の生産販売機能である。2 つの機能を 1 階部分に公益機能、2 階部分に生産販売機能として、2 階建て方式の集落営農としている。

しかし、現実的な農作業は、例えば稲作であれば、田植えや稲刈りといった基幹作業だけでなく、水管理や畦畔の草刈などもあり、農業の範囲は 1 階部分の公益機能にまで及んでいる。そこで、水管理や畦畔の草刈などについては、1 階部分である地域住民が担い、分業の役割分担をより明確化することで、2 階部分の生産販売機能を活性化することができると考える。つまり、前節で取り上げた、長澤（2014）が課題として指摘した「地域づくり（1 階部分）と地域農業システム（2 階部分）」という、相反する目的を有する階層を 2 階建て方式の仕組みのなかで、いかにして融合させるのかという問題である。言い換えれば、村落原理に基づく地域づくりと営利追求のための地域農業システムという異なる原理を、どのように調整するのが 2 階建て方式の課題であると考えられるのである」という問題提起に対する一つの解決策になると考える。

そこで重要になるのが 1 階部分の公益機能の負担増である。ここでは非農家も含めた地域住民や地域外に居住する地権者の理解である。非農家や地域外地権者が集落維持にどれだけ積極的に関わってもらえるかは、その地域への愛着など社会的・文化的側面が大きく影響すると考える。

次に、人口減少が進むことや、規模の経済による効率化を考えると、1 集落だけで 2 階部分の生産販売機能を担うことは合理的な判断ではない。そこで具体的な広域対応の集落営農法人化を検討する。つまり、1 階部分は各集落単位でそれぞれ地域資源管理法を設立し、2 階部分は多様なプレイヤーが活躍できるように、複数の集落を横断した農業法人や、集落の内外からの参入法人が複数の集落にまたがり広域に生産販売機能を担うという構造である。

#### 4 競争優位の源泉

次に、集落の維持について、競争優位の源泉の議論を村米制度の集落維持に活用できるかを検討するために理論整理をおこなう。経営学における競争優位の源泉についての議論の変遷は、Michael E. Porter の提唱する「外部要因」にはじまり、Jay B. Barney などによる「内部要因」へと変化していった。そして、David J. Teece の指摘した「2つの視点（外部要因と内部要因）はそれぞれに有効で補完的」といった流れで発展する。つまり、ポジショニング（外部環境）から資源ベース・VRIO（内部環境）へ、そして、ダイナミック・ケイパビリティ（外部環境の変化に対する内部環境の適応力）へと分析の視点が進展している。その変遷を整理すると表 3-1 のようになる。そこで、この議論について、酒米山田錦の村米制度を継続している集落において検証し、競争優位の源泉としての重要項目の抽出を試みる。

表 3-1 競争優位の源泉の議論の変遷

| 研究者               | 論点                                            |
|-------------------|-----------------------------------------------|
| Michael E. Porter | ポジショニング 「外部要因」                                |
| Jay B. Barney など  | 資源ベース・VRIO 「内部要因」                             |
| David J. Teece    | ダイナミック・ケイパビリティ 「2つの視点（外部要因と内部要因）はそれぞれに有効で補完的」 |

出所：先行研究を基に筆者作成

#### 5 村米制度取引先の再編

日本酒の国内出荷量は、1973（昭和 48）年度の 177 万 kl をピークに減少を始める。そんななか、北播磨地域の村米制度にも異変が起こり、酒蔵からの酒米の発注量が減り、生産された酒米が引き取られず、農協の倉庫に余るという事態が起こっていた。そこで、農協関係者は対策に乗り出すことになる。

三木市吉川町の元農協職員と村米部会関係者へのヒアリング調査では、「1980 年代後半頃から灘五郷酒造組合の村米発注量が減少し、村米制度であるにもかかわらず、全量買取りが果たされなくなっていた。一部の集落の山田錦は契約した酒蔵には行かずに農協預かりとなり、村米制度以外の地域の米と一緒にどこの酒蔵かわからず取引されていた」と話していた。

そのような状況に苦慮し、代々受け継がれてきた村米制度を維持しようとする村（集落）の苦悩が、以下の聞き取りからリアルにうかがえる。

「自分達の作った米がどこの酒蔵に行くとかわからんのはよくない、農家のやる気を失うことになる。村米農家は自分達の集落で作った米がその酒になっているという誇りを持ち、集落の集まりや祝い事には必ず村米の酒蔵の酒を使う。だからいい米を作ろうとがんばれるんだ。新たに酒蔵を探そう」と当時の農協や村米部会の関係者は決めたそうである。そして当時オファーがあった 2 社の受け入れを各集落の農会長に相談し、受け入れに

至ったのである。1社は石川県の酒蔵で、集落や灘五郷酒造組合からの批判も心配されたが、大きな混乱もなく受け入れられている。しかし、石川県の酒蔵の社長は「村米参入までに12年かかった」と話しており、村米制度の制度としての強さがうかがえる。吉川町では1993～1994年にこのような村米制度の取引先の再編が起こり、現在の37集落と9社との取り引きに至っている。

ここでのポイントは、村米制度は長年の間に、集落にとって揺るぎない仕組みとして定着しており、簡単になくすことのできない文化となっていることである。このように1990年代前半に村米制度を維持することを最優先させた意思決定がなされている。

## 6 村米制度の競争優位

### 6-1 検証の方法

競争優位の源泉の理論はこれまで企業組織において議論されてきたもので、農業分野における競争優位の源泉の援用については例がなく、特に農業集落を対象とした競争優位の源泉の議論はされてこなかった。

ここでは、企業組織で活用されている競争優位の源泉の理論を農業集落に転用することを試みる。具体的には、これまでの関係者へのヒアリング調査と自らのフィールドワークを基に、競争優位の議論の変遷に沿って、Michael E. Porter, Jay B. Barney, David J. Teece の理論を村米制度を続けている農業集落に当てはめ、それぞれの理論の有効性を評価した上で、競争優位の源泉の理論の農業農村分野での活用可能性について検討する。

### 6-2 Michael E. Porter のポジショニング

まず、Michael E. Porter のポジショニングについて、表3-2の3つの基本戦略で検討すると、町内全集落が山田錦を生産するといった、地域全体で多様な農作物の中でも酒米に絞り、ターゲットを酒蔵のみに集中し、特A地区を活かした他所ではできない高品質な山田錦による集中戦略（差別化）をおこなっている。

表3-2 競争における3つの基本戦略

|           |    | 競争優位性             |                   |
|-----------|----|-------------------|-------------------|
|           |    | 他社より低いコスト         | 差別化               |
| 戦略ターゲットの幅 | 広い | 1. コスト・リーダーシップ戦略  | 2. 差別化戦略          |
|           | 狭い | 3A. 集中戦略<br>(コスト) | 3B. 集中戦略<br>(差別化) |

出所：Porter, Michael E. 『競争優位の戦略』（ダイヤモンド社、1985）を基に筆者加筆修正

### 6-3 Jay B. Barney の資源ベース

次に、表 3-3 の Jay B. Barney の VRIO フレームワークで検討すると、村米制度の集落においては、山田錦特 A 地区ということで経済価値も稀少性も模倣困難性もある。また、集落における紐帯の強さについても、表 3-4 の通り吉川町では伊勢講などの多くの「講」が現在でも継承されている。伊勢講の年間回数については、吉川町区長協議会のアンケート調査（2016 年度実施）によると、実施地区のうち 20 地区が回答し、多い順に年 3 回が 10 地区、年 2 回が 5 地区、年 1 回が 3 地区、年 4 回以上が 2 地区で、伊勢参りも 4~5 年に 1 度は実施されている。その他多くの集落内行事が現在も実施されており、集落内の紐帯の強さがうかがえる。従って、集落内組織の繋がりも強く継続的競争優位であることが検証される。

表 3-3 VRIO フレームワーク

| 経済価値 | 稀少性 | 模倣困難性 | 組織                  |         |
|------|-----|-------|---------------------|---------|
| NO   | —   | —     | NO<br>↑<br>↓<br>YES | 競争劣位    |
| YES  | NO  | —     |                     | 競争均衡    |
| YES  | YES | NO    |                     | 一時的競争優位 |
| YES  | YES | YES   |                     | 継続的競争優位 |

出所：Barney, Jay B. 『企業戦略論[上]基本編 競争優位の構築と持続』（ダイヤモンド社、2003：272 頁）を基に筆者加筆修正

表 3-4 吉川町の「講」に関する調査

| 講名           | 実施地区数 | 講名       | 実施地区数 |
|--------------|-------|----------|-------|
| 伊勢講          | 28    | 天皇講      | 2     |
| 講堂講（后土講，神童講） | 15    | 行者講      | 2     |
| 愛宕講          | 13    | 稻荷講      | 2     |
| 薬師講          | 6     | 天満講      | 1     |
| 祇園講          | 6     | 初午講      | 1     |
| 弁天講          | 5     | 精進講（婦人講） | 1     |
| 大師講          | 4     | 竜王講      | 1     |
| 金毘羅講         | 4     | 庚申講      | 1     |
| 鈴ノ宮講         | 3     | 大日講      | 1     |
| 天王講          | 3     | 八幡講      | 1     |
| 山の神講         | 3     | 天照講      | 1     |
| 観音講          | 3     |          |       |

出所：吉川町区長協議会のアンケート調査（2016 年度実施）を基に筆者作成

注：回答数 38 地区/配布数 46 地区（回答率 82.6%）

#### 6-4 David J. Teece のダイナミック・ケイパビリティ

最後に、David J. Teece は ダイナミック・ケイパビリティを3要素に分解し、これら3要素が継時的に実態化、実現することが必要条件であると考えている。

- I. 機会・脅威を感知・形成する能力 (Sensing)
- II. 機会を活かす能力 (Seizing)
- III. 企業の有形・無形資産を向上させ、結合・保護し、必要時には再構成することで競争力を維持する能力 (Reconfiguring)

この3要素について村米制度の集落を検証すると表3-5の通りである。吉川町では1980年代後半から村米の取引量を減らす酒蔵が現れたため、余った酒米で試験的に新たな取引先を模索している。そして、1990年代前半に山田錦村米部会では、信頼できる新たな取引先と交渉し、村米の酒蔵の再編を実施した。その後、品質向上のために酒蔵との関係を深め、各種実験調査や講習をおこなっている。また、集落内の団結力については、古くからの伊勢講などの「講」や寺社などの行事も継承されており、強い紐帯で結ばれている。

表3-5 ダイナミック・ケイパビリティの3要素と村米制度の集落

| 要 素                                                                 | 村米制度の集落                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| I. 機会・脅威を感知・形成する能力 (Sensing)                                        | 一部の酒蔵の村米からの撤退や縮小の危機を察知<br>(例：1980年代後半に試験的に新たな取引を開始)                               |
| II. 機会を活かす能力 (Seizing)                                              | 新たな取引先（酒蔵）に変更<br>(例：1990年代前半の村米の酒蔵取引先再編)                                          |
| III. 企業の有形・無形資産を向上させ、結合・保護し、必要時には再構成することで競争力を維持する能力 (Reconfiguring) | 村米部会などで競争力の維持<br>(例：1990年代後半から村米の酒蔵と実験田などで品質向上の栽培講習や圃場調査、現在でも伊勢講などの講や多くの集落内行事が継承) |

出所：Teece, David J. 『ダイナミック・ケイパビリティ戦略』（ダイヤモンド社、2013）を基に筆者作成

## 6-5 競争優位の考察

これまでの競争優位の源泉の理論について考察すると、次のような理論の有効性と限界が考察できる。

1. Michael E. Porter について、栽培作物や取引先に対しての集中戦略（差別化）は、外的な競合や他地域との比較としては優位ではあるが、内的な課題には対応していない点で、この集落が競争優位であるというには多少無理がある。
2. Jay B. Barney について、集落に経済価値・稀少性・模倣困難性があり、組織が整っていることは重要ではあるが、外部環境については考慮していない点で、競争優位の源泉として十分であるとは言い難い。
3. David J. Teece は、1990 年代前半の村米取引先再編時についても、理論的に時間軸を加えた環境変化への対応能力として説得力のある説明が可能である。

Michael E. Porter と Jay B. Barney だけでは理論の限界があり、外部と内部の両方の視点に時間軸を加えた理論であるダイナミック・ケイパビリティに注目して考察を深める。David J. Teece は、「ダイナミック・ケイパビリティとは、長期的な成功に向けた『変わる力』『変える力』である」と述べている (David J. Teece, 2009)。つまり、環境変化に対応して長期的な視点で自社を変革させようとする組織能力といえる。そう考えると、1990 年代の村米再編時の村米部会関係者の対応能力はダイナミック・ケイパビリティそのものといえる。

さて、村米制度の集落を競争優位の源泉の視点で分析した結果をまとめると、外部環境では集中戦略（差別化）のポジショニングで、内部環境では強い集落内組織の繋がりにより、継続的競争優位であると考えられる。そして、ダイナミック・ケイパビリティも多くの点で保持していることが検証された。つまり、農業集落における長期的なアライアンスは、アライアンス先との関係性を良好に進めるためにも内部の関係（紐帯）強化の必要性は高く、組織力強化に貢献している。

これらのことから、農業集落における持続可能性を整理すると次の 3 点が抽出される。

1. 地域の特性を活かした差別化・・・ポジショニング
2. 集落の強い紐帯・・・・・・・・資源ベース
3. 外部環境変化への対応・・・・・・・・ダイナミック・ケイパビリティ

農業集落の持続可能性について、競争優位のベースは、先の理論の有効性と限界で述べた通り、ポジショニングと資源ベースである程度説明は可能である。また、1990 年代の村米再編という外部環境変化への対応という面で、ダイナミック・ケイパビリティによる説明が有効である。つまり、ダイナミック・ケイパビリティにより、村米制度が長期的に継続され、アライアンスへと発展し、今日まで競争優位性を維持してきている。事例の集落

において、ポジショニングと資源ベースで部分的に説得力のある説明はできており、さらにダイナミック・ケイパビリティの理論により時間軸を加えた説得力のある説明が可能である。これらのことから、企業組織で確立された競争優位の源泉の理論が、農業分野においても活用可能であるという結論が得られた。



## 第 4 章

### 村米制度の流通としての特性

## 1 はじめに

日本では食の成熟期といわれる 1970 年代以降、ファミリーレストランなどでの外食と、持ち帰り弁当や惣菜などの中食の利用が進み、食生活の外部化傾向が拡大している。これらのことから農業は商工業との結びつきが必要となり、ビジネスの世界においても極めて重要な分野となってきた。つまり、この農業(agriculture)と商工業(business)を結び付けたアグリビジネス(agribusiness)は、人間が生きていく上で切り離せないビジネスであり、今後も注目度が上がると考えられる。

さて、農業と商工業を結び付けたアグリビジネスの一例として、農商工連携の認定事業があげられ、ベストプラクティスといわれるモデル事例が発表されている。これらの農商工連携の事例を分析してみると、特に食品製造の事例は、サプライチェーン(Supply Chain)の構築と同じ概念であるといえる。それでは、これまで農業と商工業をつなぐサプライチェーンというものが存在しなかったかということ、酒米では意外と古くから存在していたと考えることができる。明治になり酒の需要が増加した灘五郷の酒蔵では、良質の酒米の確保が課題となる。そこで、良質の酒米を求める酒蔵と安定した売り先を確保したい酒米農家の意向が一致し、村米制度と呼ばれる取引が始まっている。この制度は灘五郷の酒蔵と播州地方の酒米産地の村との間で契約された取引制度で、現在でも兵庫県三木市吉川町を中心に残っており、農家（農業）と酒蔵（商工業）との農商工連携そのものである。すなわち、農業と商工業をつなぐサプライチェーンであると考えられる。

## 2 研究の目的と方法

第 1 に研究目的である。本研究では、現在取り組まれている農商工連携の長期的な発展に資するために、約 130 年間受け継がれている村米制度を詳しく分析し、村米制度がサプライチェーン・マネジメント(Supply Chain Management ;以下, SCM)に該当するかという検証と、重要成功要因(Key Factors for Success)の解明を目的とする。

第 2 に研究方法と研究対象である。兵庫県三木市吉川町の山田錦特 A 地区<sup>1)</sup>における村米制度を研究対象として、農家と酒蔵および関係者への聞き取りによる定性的調査を実施し、村米制度が SCM に該当することを検証している。その上でこの制度から重要成功要因に資するポイントを導き出している。そして、長期継続的な農商工連携のために一般化可能な重要成功要因の解明を試みている。

第 3 に調査概要についてである。研究目的を遂行するために次のような調査を行っている。調査地域は兵庫県三木市吉川町（山田錦特 A 地区）で、調査対象者は山田錦農家 2 名（A 氏, B 氏）、その地域の村米にかかわる酒蔵 3 社（C 社 D 氏, E 社 F 氏, G 社 H 氏）、管轄の JA 等関係者 3 名（I 公社 J 氏, K 農業協同組合 L 氏・M 氏）である。調査期間は 2010 年 8 月から 10 月である。調査方法は訪問による聞き取り調査である。調査内容であるが、山田錦生産農家には、村米制度の変遷と農家にとってのメリット・デメリットを中心に質問している。酒蔵には村米制度について、後述する①リードタイムや在庫の効率化、②コス

ト低減と安定化，③量的安定性，④高品質の 4 点を中心に，この制度の変遷と今後の考えを聞いている。JA 等関係者には村米制度について他の地域との違いや村米制度維持のための課題などを中心に質問している。また，全調査対象者に長期的に受け継がれている要因を質問している。

三木市吉川町の現在の村米制度における酒蔵と集落の関係であるが，酒蔵はこの契約した村米集落からだけ酒米を購入しているわけではなく，他の地域や山田錦以外の安価な酒米や一般米も購入し，酒のランクにより使い分けている。酒米においては三木市吉川町産の山田錦は高価であるため，山田錦は麴米として使用し，掛け米は安価な一般米を使用する場合が多い。しかし，山田錦のみを使用した高級酒を生産する酒蔵もある。また，三木市吉川町は酒米としてのブランド力を持っており，集落名を冠した日本酒を製造する酒蔵もある。

### 3 村米制度の流通に関する現状整理

第 1 に農商工連携についてである。農商工連携とは，農林漁業者と商工業者とがそれぞれの経営資源を持ち寄って連携することで，高付加価値の新商品開発や新サービスを提供し，両者の経営改善を促進するというものである。2007（平成 19）年からは農林水産省と経済産業省が認定制度をスタートさせており，農商工連携に関連する法律として，「農商工等連携促進法」があるが，この法律の目的の第 1 章総則第 1 条には，「この法律は，中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し，それぞれの経営資源を有効に活用しておこなう事業活動を促進することにより，中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り，もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」とある。つまり，農商工連携は最終的には地域経済の活性化を目標としているのである。

第 2 に村米制度についてである。その 1 として，村米制度の経緯についてである。日本酒の品質を決定するのは，「一麴（麴）二もと（酒母）三造り（もろみ）」といわれており，よい麴ができなければその後の修正は困難とされている。その麴を造るときに使われる米として最も適しているとされたのが播州地方の酒米であった。酒蔵は麴を造るための良質な米を調達できなければ，良質な日本酒はできないのである。良質米を求める灘五郷の酒蔵と，安定した売り先を確保したい播州地方の農家の意向が一致し村米制度が始まっている。この制度は 1890 年頃から始まって現在まで受け継がれている。しかし，長い年月の間には国の制度や税制の変更があり，現在では村（集落）と酒蔵が直接取引しているわけではない。村（集落）－全国農業協同組合連合会（JA 全農）－灘五郷酒造組合－酒蔵，と中間に組合組織が介入するようになったが，村（集落）で取れた酒米は特定の契約した酒蔵へ届けられている。また，1995 年の「食糧管理法」の廃止と 2004 年の「食糧法」改正により，従来の JA 全農経由の流通経路以外に，商系米穀卸売業者といわれる経路でも酒蔵に流れるようになってきている。またその 2 として，村米の価格についてである。村米の価格は JA と酒造組合とが毎年協議の上決定しており，一般米（うるち米）の価格に影響を受

け年々下落傾向ではあるが、ある程度安定した価格決定がなされている。その 3 として、調査対象地域の集落についてである。兵庫県三木市吉川町は村米制度発祥の地で、山田錦特 A 地区である。ほぼ全集落で山田錦を生産しており、全 38 集落のうち 1 集落は山田錦農家がいなくなったが、現在でも 37 集落が 9 社の酒蔵と村米制度による取引を行っている。長い年月の間には酒蔵の経営方針により退出や取引の減少、新規参入などがあり、取引する酒蔵が変わった集落も存在する。

第 3 に理論についてである。ガトーナ (Gattorna, 1999) は「高度な企業間連携こそ SCM の本質である」<sup>2)</sup> と述べ、クリストファー (Christopher, 1999) は「サプライヤーと提携相手はともに、一般的にサプライチェーンと呼ばれる企業間ネットワークを形成する。SCM という用語は現在広く普及しているが、厳密に言えば、これはチェーンではなくネットワークであり、しかもここではサプライではなく、デマンドがこのチェーンを引っ張っていくのが理想的な目標なのである」<sup>3)</sup> と述べている。つまり、企業の枠を超えたネットワーク組織によるマーケットインの SCM が重要だといえる。

また、SCM の目的は経営の成果を高めることである。トヨタのジャストインタイムや DELL の BTO (Build to Order) のようなリードタイム短縮や在庫削減、キャッシュフロー増大等、効率化やコスト削減だけが注目されているが、顧客満足の上にもつながる、量的安定性や高品質、信頼性も重要な指標になると考えられる。つまり、顧客の需要から考えた、安定的で品質重視の信頼性のある SCM が新たな視点として必要だと考える。

以上から、「SCM とは、開発・調達・製造・配送・販売・サービスといった一連の業務を統合的に管理し、企業の内部だけでなく、企業や組織の枠を超えて、経営の成果を高めるため、安定や信頼などの顧客需要を重視するマーケットインの経営管理手法である」とここでは定義する。

## 4 村米制度の特性

### 4-1 村米制度と SCM の目的との整合性

前述した先行研究から得られた SCM の分析視点は次の 4 点である。すなわち、①リードタイムや在庫の効率化、②コスト低減と安定化、③量的安定性、④高品質である。この 4 つの視点で山田錦の村米制度と SCM の目的との整合性を検証する。酒蔵と JA 等への調査結果は表 4-1 の通りである。

表 4-1 村米制度と SCM の目的との整合性

| SCM の目的        | 村米制度 | 市場調達 |
|----------------|------|------|
| ①リードタイムや在庫の効率化 | ○    | ×    |
| ②コスト低減と安定化     | ○    | △    |
| ③量的安定性         | ○    | ×    |
| ④高品質           | ○    | △    |

○：SCM と一致 △：どちらともいえない ×：SCM と不一致

出所：聞き取り調査より筆者作成

「リードタイムや在庫の効率化」については、山田錦は 1 年に 1 度の収穫しかできず、酒造りもそれに合わせて冬場に作業する。このような特殊な業態ではあるが、リードタイムや在庫の効率化において村米制度は効果がある。すなわち、酒蔵の管理下でその年の収穫量や収穫時期が事前に把握できることに加えて、実験田や集落との連携が密な酒蔵は、刈り取る時期にサンプルを持ち帰り、その年の出来具合を把握した上で、原料の搬入前に製造工程の調整をおこなうことができる。つまり、先に米の品質分析や量の調整をすることによって、製造工程のロスや時間や作業の効率化が図られる。

「コスト低減と安定化」については、村米制度は競争にさらされないことでコスト高のように考えられるが、長期的な取引関係となると、市場での良質米を探すコストが省略できる。また、酒米も一般米の価格に左右され一定の価格統制がされているので、市場調達とのコスト差はあまりない。さらに、コスト低減だけでなく、長期的な取引関係から得られる村米制度によるコスト安定化の効果があると考えられる。

「量的安定性」については、明らかに村米制度の方が有利である。天候による変動はあるが、毎年決められた面積で作付けされるので、安定した原料の調達が可能で、製造に関する予測もしやすくなる。

「高品質」については、あらかじめ「山田錦特 A 地区」という土壌や気候の優れた地区を選んでいるので、一定の品質は担保されている。ただ、農家の技術的研鑽を促すような酒蔵からの働きかけは、各酒蔵によって格差がある。また前述したように、最近では JA を通さずに商系米穀卸売業者といわれる経路で高品質の米を調達することが可能である。しかし、この場合には量的安定性やコスト低減と安定化は担保されない。

以上の検討結果から、村米制度は SCM の目的を充足しており、SCM の理論による分析が可能である。

## 4-2 重要成功要因

ここでは、山田錦農家も含めた全調査対象者から得られた情報をもとに、村米制度の重要成功要因に資するポイントを抽出する。さらに一般化をするために SCM 理論に照らし合わせて分析・考察する。

### 1) 村米の再編と農家のモチベーション

G 社と C 社は、1993 年と 1994 年に相次いで村米に新規参入した酒蔵である。G 社は県外初の吉川町産山田錦村米に成功した石川県の酒蔵であり、C 社は現在では吉川町産山田錦の約 4 分の 1 を取引する大口の酒蔵である。そして、この村米の再編を演出した 2 名のキーパーソンは JA 職員であり山田錦農家でもある J 氏と M 氏である。

日本酒の国内出荷量は、1973（昭和 48）年度の 177 万 kl をピークに減少を続けている。この影響で村米再編の 5 年ほど前から灘五郷酒造組合の村米発注量が減少し、村米制度であるにもかかわらず、全量買取りが果たされなくなっていた。一部の集落の山田錦は契約した酒蔵には行かずに JA 預かりとなり、村米制度以外の地域の米と一緒にどこの酒蔵か分からず取引されていた。そこで、J 氏と M 氏は「自分達の作った米がどこの酒蔵に行っとなるかわからんのはよくない、農家のやる気を失うことになる。村米農家は自分達の集落で作った米がその酒になっているという誇りを持ち、集落の集まりや祝い事には必ず村米の酒蔵の酒を使う。だからいい米を作ろうとがんばれるんだ。新たに酒蔵を探そう」と意気投合した。そして当時オファーがあった、G 社と C 社の受け入れを各集落の農会長に相談し、1993 年と 1994 年に受け入れに至ったのである。

したがって、村米制度による SCM の効用は農家のモチベーションにつながり、高品質にも関連しているといえる。「村米の酒蔵は親戚付き合いと同じぐらいこの村では重要なんだ」と M 氏は語っている。村米制度は長い歴史によって形成された独特の文化だといえよう。

### 2) トレーサビリティと信頼（安全・安心）

C 社では自社の村米田に「山田錦契約田」というのぼりを、自社の名前を入れて立てている。これが予想外の反響で、「吉川町の特 A 地区で作られている山田錦を本当に使っているんだと確信が持てて、安心して C 社のお酒が飲める」といった顧客からの声が届いている。C 社の広告宣伝費はゼロで、テレビやラジオ、新聞、雑誌に至るまで、取材は受けるが広告は一切出していない。営業専属の社員はゼロで、「こののぼりは意外な宣伝効果があった」と D 氏は述べている。

つまり、村米制度はトレーサビリティを担保し、食の安全・安心に敏感な消費者に対する、信頼という満足度向上に大きく寄与している。このような信頼を重視する経営は、いわゆる「100 年企業」の顧客重視経営に結びつく。

### 3) 酒蔵のブランド戦略

前述の村米の再編から読み取れることは、酒蔵の経営戦略の違いである。いわゆる紙パックの「経済酒」を中心とする酒蔵と、こだわりの原材料と手間をかけた「高級酒」にシフトした酒蔵である。村米制度を止めた酒蔵 2 社は、いわゆる「経済酒」による薄利多売の戦略に活路を見出した結果、コストを優先し、山田錦の村米制度から撤退した。

しかし、高付加価値で品質にこだわった酒造りを目指した酒蔵は、良質の山田錦を求め村米に参入している。G 社の H 氏は「村米参入までに 12 年かかった」と話している。中には昔ながらの手植えと天日干しによる生産によって、市場の 2~3 倍の価格で買い取る酒蔵が現れてきている。高品質な山田錦の購入に積極的な酒蔵は全国にあり、特 A 地区の三木市吉川町の村米に参入できない酒蔵でも、少し品質が落ちるとされる近隣の b ランクや c ランクの地区で村米のような契約をして、少しでも良質の山田錦を求める経営戦略をとってきている。

つまり、吟醸や大吟醸といわれる「高級酒」を経営戦略的に造ろうとする酒蔵は、山田錦の品質だけでなくブランド力も含めて、村米制度の効果を認めている。

### 4) WIN-WIN で密なネットワーク組織

クリストファー (Christopher, 1999) は、「最終消費者のニーズを満足させるという点で、より効果的なネットワークを構築するためには、企業間関係が相互利益に基づくものでなければならないということを十分理解した上で、ネットワーク上の企業間の高度な連携が重要となる」<sup>4)</sup> としている。これを村米制度に当てはめると、農家と酒蔵が WIN-WIN の関係にあるということである。村米制度の契機となった「良質米を求める灘五郷の酒蔵と、安定した売り先を確保したい農家の意向が一致した」という史実からも伺えるように、両者の意向が受け継がれているからこそ、現在でも WIN-WIN の関係性が成立している。

またクリストファーは「ネットワーク組織の成功要因とは、パートナー企業同士が付加価値の高い情報交換をおこなうこと、すなわち、サプライチェーンの上流に位置する企業が、下流企業のニーズや製品使用実績情報をつかむことができるということである」<sup>5)</sup> と述べている。

村米制度でこれを検証すると、G 社が積極的に行っている、村米農家と酒蔵とが協力した圃場調査や栽培講習会である。この栽培講習会は酒蔵の一方的なものではなく、酒蔵が欲している酒米品質を農家に伝え、高品質な山田錦を栽培するため、圃場調査で得られたデータを基に村米農家と酒蔵と一緒に議論しながら行っている。その上、総会などでは、酒蔵としてのこだわりなどの「見えざる資産」も伝えている。また、小売や卸売の取引先と村米農家との交流も行っている。正に下流企業のニーズや製品使用実績情報を伝えているのである。したがって、村米制度の WIN-WIN で密なネットワーク組織は、SCM の要点を忠実におさえているといえる。

## 5 おわりに

本研究の目的は、約 130 年間続く山田錦の村米制度が SCM に該当するという検証と、重要成功要因の解明を試みることである。そこでまず、村米制度が SCM に該当する検証であるが、SCM の分析視点 4 つをすべて押さえており、村米制度が SCM に該当するといえることを検証している。

次に重要成功要因の解明である。村米制度の事例から抽出した重要ポイントは、①モチベーション、②信頼（安全・安心）、③ブランド力、④WIN-WIN で密なネットワーク組織、の 4 項目である。

さらに、WIN-WIN で密なネットワーク組織に信頼（安全・安心）を加えると「三方よし」の考え方になる。「売り手（農業）よし、買い手（商工業）よし、世間（顧客・社会）よし」の「三方よし」の SCM である。つまり、多くの「100 年企業」から抽出される顧客重視の「三方よし」の経営手法が、長期継続的な農商工連携においても重要であると考察する。そして、顧客需要からのマーケットインによる SCM を築くことは、この「三方よし」の連携に強く結び付くのである。したがって、最終的に村米制度から導き出された、アグリビジネスにおける長期継続的な農商工連携に資する、一般化可能な SCM の重要成功要因は、上述の 4 項目プラス⑤顧客重視の「三方よし」の連携、である。

なお、残された課題として、現在進行中の農商工連携の事例をさらに深く調査し、経年で村米制度との比較をおこなうことがある。また、重要成功要因である各項目を測定する指標の開発が今後の課題である。

補注)

1) 山田錦特 A 地区とは、土壌と気候が山田錦の栽培に適しており、山田錦生産地域の最高ランクの地区で、兵庫県三木市の吉川町と口吉川町の一部、加東市の旧東条町と旧社町の一部だけである。

2) John L. Gattorna. Ed. [1998] Strategic Supply Chain Alignment. Gower Publishing Limited. 前田健蔵 田村誠一訳『サプライチェーン戦略』東洋経済新報社、1999 年 p. 14

3) 同文献 p. 236

4) 同文献 p. 240

5) 同文献 p. 240

## 第 5 章

### 村米制度の現代的意義

## 1 はじめに

前章では、村米制度は集落と酒蔵との連携したサプライチェーン・マネジメントに該当し、農村と酒蔵との取引において、リードタイムや在庫の効率化、取引コストの低減など、一定の最適化の役割を果たしていることを示した。本章では新型コロナウイルス感染症禍により見えてきた村米制度の課題について、2020年から2022年までの2年間にわたる長期調査を基に、農家と酒蔵の動向から課題を整理する。それにより、村米制度の現代的意義を解明する。

三木市吉川町の村米制度での山田錦の契約数量について、長期的な推移では2000年の82,165袋を基準とすると、2022年の51,489袋は約37%減少している。つまり、約20年間で契約数量は3分の1以上減っている。これらのことから、新型コロナウイルス感染症の影響による減産は大きいですが、長期的な減産傾向は続いてきたことを重く受け止め、根本的な対応策を検討する必要があると考える。

また、酒蔵の新型コロナウイルス感染症の影響について、国税庁（2022）の「酒レポート令和3年3月」と「酒レポート令和4年3月」の「コロナ禍の酒類の消費動向」では、酒類の飲食店消費が2020（令和2）年で前年比52.7%の減少、2021（令和3）年が前年比49.2%減少と、2年連続で減少を続け、2年間で約4分の1にまで大きく減少しており、酒蔵は厳しい状況に追い込まれていることがうかがえる。

このような非常時において村米制度という、農村（生産者）と酒蔵（需要者）との長期的な連携が、どのような意義や課題を有するのかを明らかにすることが研究の最終的な目的である。

なお、酒米の栽培も日本酒の醸造も1年サイクルの作業で、総合的な影響は2年間程度の動向を確認しないと検証できない。本稿では新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた2020年春季から、約2年を経た2022年春季にかけて、農家側と酒蔵側の行動と意識について分析をおこなった。

## 2 研究方法

本稿では村米制度でつながりのある三木市吉川町の農家側の関係者と酒蔵の代表としてC社を対象にインタビュー調査を実施した。また、時系列での動きを把握するために、日本で新型コロナウイルス感染者が最初に確認された2020年1月を基準に、第1期（約半年後）、第2期（約1年後）、第3期（約1年半後）、第4期（約2年後）の4つの時期に分けて調査を実施した。

加えて、多様なステークホルダーに対して多面的な調査を実施するために、影響を受けはじめた第1期に、農家側と酒蔵側の直後の状況を収集し、その後は、村米制度の集落での意義や課題を明らかにする目的から、農家側を中心に時系列での動向を調査した。

第1期は、村米農家と村米先の酒蔵を対象とした。調査は、村米制度を継承している三木市吉川町の山田錦村米部会会長、理事、JAみのり吉川現場責任者、元JAみのり幹部の4

名（全員村米農家でもある）へのインタビュー調査によって実施した。期間は2020年6月～7月である。また、村米先の酒蔵について、村米制度で取引をしている酒蔵C社の醸造部長へのインタビュー調査により実施した。C社は三木市吉川町の全37集落のうち7集落と村米の契約を結んでおり、村米制度での取引量の多い酒蔵の1つである。また、今回の新型コロナウイルス感染症禍においても、村米制度の代表的な見解が聞ける規模の酒蔵であることでC社を選定した。期間は2020年9月である。

第2期には、三木市吉川町の村米部会の農会長を対象とした。農会長とは各集落から選出された代表者で、集落内の取りまとめ役として、村米部会と集落内の各農家との各種調整をおこなっている。その37集落の農会長を集めた農会長会議に参加し、2021年度産山田錦契約数量について、各集落農会長の意見と集落内での調整に関する調査を実施した。期間は2021年1月である。

第3期に、酒蔵C社と村米制度で取引のあるN集落の農会長を対象とした。2021年度産の作付けの状況についてインタビュー調査を実施した。期間は2021年7月である。

第4期に、新型コロナウイルス感染症の発生から3年目となり、2022年度産の山田錦の契約数量の調整について、JAみのり吉川の責任者へのインタビュー調査を実施した。期間は2022年3月である。

本研究では、図5-1の村米農家、その代表である村米部会、その村米部会の事務局であるJAみのり吉川営農経済センター（以下「JAみのり吉川」とする）を農家側として定義する。従って、酒蔵と灘五郷酒造組合が酒蔵側、JAみのり本店と全農兵庫が中間調整組織とする。中間調整組織の全農兵庫は、灘五郷酒造組合からの契約数量の要請を鑑みて、各地域JAに数量を振り分ける。地域JAの1つであるJAみのり本店は、管内での契約数量の割り振りを実施している。

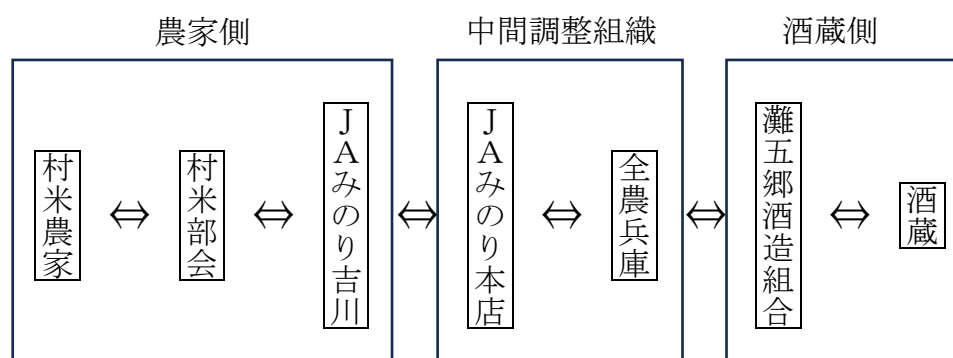


図5-1 公式な交渉ルート

出所：村米部会・JA・酒蔵への各調査を基に筆者作成

### 3 調査結果（農家と酒蔵の影響と対応）

#### 3-1 村米制度とその実態

村米制度は、良質の酒米を安定的に確保したい酒蔵と、安定した売り先を確保したい農村とが、win-win の関係で長期的な契約を結んだのが始まりである。三木市吉川町では約130年間続いており、兵庫酒米研究グループ（2010）によると、「村米地と酒造家のつながりは酒米の取引上の関係だけではなく、親戚関係にも近いつながりがはぐくまれた。大正年間の干ばつの時には、酒造家から揚水ポンプを借り受けてその危機を免れたり、ウンカが多発した場合には防除用の石油を酒造家を送ってくれたこともあった。一方、昭和13年（1938）に酒造家が水害に見舞われた際には、村米地の農家が災害の復旧に協力し、最近では平成7年（1995）の阪神・淡路大震災で酒蔵が大被害を受けた際にもお見舞いに駆け付けた」と、非常時にはお互い助け合うなど、酒米の取引だけでなく強い結びつきが継承されている。

さて、従来からの農家側と酒蔵側との契約数量や価格調整の仕組みについては図2の通りである。酒蔵からの発注量に対する産地の割り振りの仕組みについて、C社醸造部長は、「酒蔵から灘五郷酒造組合を通して全農兵庫に数量の発注を出し、基本的には全農兵庫で産地と数量の割り振りをする。酒蔵からは地場検査とライスセンターは分けて発注を出せるが、細かな産地指定はできない。厳密には村米で地場検査の酒米は直接納品されることになるが、その他の酒米は細かな産地指定ができない」と説明する。地場検査の酒米は酒蔵からの要望で指定できるが、ライスセンター経由の酒米については、村米制度の集落を優先する要望は出せないということである。つまり、酒蔵は村米制度の集落の酒米を最優先で取引をし、その上で残りの発注数量を他の集落の酒米で順次引き取るといった取引ではなく、全農兵庫が県内の産地のバランスを考え、各地域JAに契約数量を配分し、売れ残りを出さないような対応策から、特A地区とその他の地区の抱き合わせの取引を実施してきたようである。村米制度は継承されているが、取引の仕組みは変化しており、現在の公式な交渉ルートでは、村米制度本来の集落と酒蔵との関係性が契約数量においては完全には機能していないとみられる。

村米制度は、明治時代の酒蔵と農村との直接取引から、1942年に制定された食糧管理制度による国の管理に変わり、当初の直接の契約関係からは大きく変化があった。その後、食糧管理制度は1995年に廃止され、後継の食糧制度も2004年に大きく改正された。米穀の販売については、従来の登録制から届出制へと緩和されている。このように、制度上は国の管理から自由取引へと変化しているにも関わらず、村米制度は全農兵庫と地域JAの影響を受け続けている。

### 3-2 第1期の農家側が受けている影響

2020年6月の時点では、JAみのり吉川において、契約数量は通常毎年1月頃に調整済であり、公式には数値的な変更は現場には届いていないことが確認された。また、「非公式な話では、各酒蔵によって反応がかなり違うが、吉川町産については、今年産は何とか契約数量は引き受けようという酒蔵が多い」（JAみのり吉川）など、インフォーマルな情報交換ルートによる水面下の折衝が日常的におこなわれていることが確認された。

なお、例年は田植え、稲刈り、検見（収穫時の作況等の情報交換）、村米部会総会、山田錦まつりなどを通して、農家と酒蔵は交流をおこない、酒蔵によっては、蔵見学、ゴルフコンペ、栽培勉強会などを実施しているが、2020年春以降は例年のイベントは中止や縮小され交流の頻度は著しく低下している。

### 3-3 第1期の農家側の行動と意識

こうした状況において、農家側の行った行動と意識についてのインタビュー調査の結果が表5-2である。

農家側の具体的な行動としては、いわゆる「買い支え」がおこなわれていたことが確認された。村米制度での取引先の酒蔵の酒を村米農家が買い支えるもので、村米部会として全集落の農家に注文を取り、JAみのり吉川が取りまとめ配達をしている。例年、11月頃に酒のこの購買活動を実施しており、金額にして500～600万円程度の購買があるが、今期は、11月に加えて3月に追加で購買活動を行い、250万円程の購買があった。JAみのり吉川の

表5-2 農家の新型コロナウイルス感染症の影響と村米制度

| 項目              | 対処や考え                                                                                                                             |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約数量変更の連絡（行動）   | 契約数量は通常毎年1月頃に調整し、公式には現段階では数値的な変更は現場には届いていない。（JAみのり吉川）<br>非公式な話では、各酒蔵によって反応がかなり違うが、吉川町産については、今年度産は何とか契約数量は引き受けようという酒蔵が多い。（JAみのり吉川） |
| 酒蔵を支える活動（行動）    | 新型コロナウイルス感染症の影響で3月の山田錦まつりが中止になったので、今年は3月に追加で買い支えを実施したところ、250万円程の購買があった。出来ることを検討しているが、結局酒が売れる手助けだろう。（JAみのり吉川）                      |
| 非常時の村米制度の役割（意識） | 酒蔵が減産を要請する時に、村米制度以外の集落から先に削減して、村米制度の集落は削減がないとなれば、村米制度の意義がある。（山田錦村米部会）                                                             |

出所：インタビュー調査を基に筆者作成

担当者も「出来ることを検討しているが、結局酒が売れる手助けだろう」という意識をもっている。昔から村米制度でつながりのある集落と酒蔵は、非常時にはお互い助け合うなど、酒米の取引だけでなく強い結びつきがあったとされているが、今回の追加での買い支えも集落と酒蔵との助け合いの精神が受け継がれているといえる。

山田錦村米部会では、「酒蔵が減産を要請する時に、村米制度以外の集落から先に削減して、村米制度の集落は削減がないとなれば、村米制度の意義がある」と期待をしているが、農家側は受け身であり、具体的な対策を検討していないことが分かった。

### 3-4 第1期の酒蔵（C社）側が受けている影響

酒蔵における新型コロナウイルス感染症の影響については、C社醸造部長によると「2020年2月から海外への輸出は完全にストップし、国内の販売量も大幅に減少した。外食産業への販売比率があまり高くないこともあり、4月～7月の販売量は前年対比約12%の減少にとどまっている。大手の酒蔵では、新型コロナウイルス感染症の流行で家庭での消費が増え、安価なパック酒の売り上げが伸びている」といった状況という。業界全体からみると、日本酒の市場は毎年約10%縮小しているもので、それよりは大きいですが、C社の前年対比約12%の減少は、それほど大きい減少率ではない。

### 3-5 第1期の酒蔵側（C社）の行動と意識

酒米の引き取りや村米制度についての考えを、酒蔵側（C社）にインタビュー調査した結果を整理したものが表5-3である。

表 5-3 酒蔵の新型コロナウイルス感染症の影響と村米制度

| 項目              | 対処や考え                                                                                                                         |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約数量変更の連絡（行動）   | 今期は契約分は引き取る。令和2年産は18,000俵（1俵60kg）の契約だが、まず年内に15,000俵を引き取り、残り3,000俵は年明けに引き取る。次年度分以降は全く分からない。<br>非公式には次年度分の減少の可能性を伝えている。（C社醸造部長） |
| 農家を支える活動（行動）    | 現在の取引の仕組みでは村米制度だから優先的に取り引きできるという保証はない。村米農家に対して何も返せていない。<br>（C社醸造部長）                                                           |
| 非常時の村米制度の役割（意識） | 現在の取引の仕組みでは全農兵庫が産地と数量を割り振るので、村米制度の酒米を優先的に買い取ることが難しい。村米農家に対しては申し訳ない。（C社醸造部長）                                                   |

出所：インタビュー調査を基に筆者作成

今回新型コロナウイルス感染症禍において改めて浮き彫りになったのが、村米制度地区の契約数量決定の仕組みである。「村米の酒米であっても、酒蔵はキャンセルや減量をすることはできるし、全農兵庫が産地と数量の割り振りをするという現在の仕組みでは、村米制度の酒米を優先的に引き取ることはできない」（C 社醸造部長）といった取引の仕組みの課題も確認された。

C 社としては、「村米制度のような契約は残していきたいので、今は心でつながってはいるが、将来はきちんとした契約で長期的にやることが重要なのではないだろうか」といった村米制度に前向きな見解も確認された。

### 3-6 第2期の農家側の状況と行動

2021 年 1 月時点で、吉川町全体の山田錦契約数量について、農会長会議で公表された数量は、2021 年度産は 50,606 袋（1 袋 30 kg）であった。2020 年度産の契約数量が 62,418 袋であったことから、前年度対比約 19%減ということになる。農会長会議では、特 A 地区で村米制度である吉川町はこの程度の減少で済んでいるが、吉川町以外では約 35%減を要求されているとも伝えられた。

また、2021 年 1 月 29 日の NHK NEWSWEB（2021）によると、全農兵庫は、2021 年度産山田錦の生産量を過去最も少ないおよそ 1 万 200t としたと発表し、これは前年度対比約 25%減ということである。

減産については免れなかったが、表 5-4 の通り、吉川町の減産率は他地区より少なかった。したがって、村米制度は一定の意義を有していることが確認された。

さて減産量について、各集落で個別農家との調整をするのが各集落農会長である。調整の方法は各集落に任されているが、2020 年度産についても約 8%の減産を要求されており、2 年続けて当該年度は大幅な減産ということもあり、一部の農会長からは、「集落内での調整が難しい」と危惧する意見もあり、村米制度による安定的な関係性が危ぶまれる実態が確認できた。

表 5-4 2021 年度産山田錦減産率

| 地域（公表機関）         | 2021 年度産減産率 |
|------------------|-------------|
| 兵庫県全体（全農兵庫）      | 約 25%減      |
| 吉川町（農会長会議）       | 約 19%減      |
| 吉川町以外の地区（JA みのり） | 約 35%減      |

出所：インタビューと NHK NEWSWEB（2021）を基に筆者作成

### 3-7 第3期の農家側の状況と行動

2021年度産山田錦の田植えが6月に実施されたことを受け、2021年7月の時点で、酒蔵C社と村米取引関係にあるN集落の農会長に作付けの状況についてインタビュー調査を実施した。「N集落においては、2月に実施した集落内での個別農家の契約数量について、各農家に対して一律約18%減をお願いしている。その上で、実際の作付け状況については、6割程度の農家が山田錦から食用米に一部を切り替えている」という。山田錦の作付けを減らしていない農家の余剰分については、超過米として安い価格で出荷するか、商系業者に流れることになると思われる。

また、N集落では、2021年度に1農家が農業を辞めている。高齢と後継者不在が理由で、農地については、酒蔵C社の農業生産法人に委託をしている。C社が委託を受け入れてくれたことで、耕作放棄地になることは免れたが、今後このような事例が増えることが懸念される。新型コロナウイルス感染症が直接の影響ではないが、離農希望者の農地を受け入れる受託組織の課題は深刻だということも確認された。

### 3-8 第4期の農家側（JAみのり吉川）の状況と行動

新型コロナウイルス感染症の影響から3回目の作付けを迎え、2022年産の契約数量の調整が実施された。そこで、村米部会の事務局を担当するJAみのり吉川の責任者に、2022年3月時点の状況についてインタビュー調査を実施した。

2022年1月末に、農家側の村米部会事務局であるJAみのり吉川が、前年度対比約1.7%増で各集落に契約数量を配分し、各集落農会長に契約数量の調整を依頼した。2021年度産の契約数量は前年度対比約19%減であったので、わずかではあるが回復したことになる。さて、2022年2月1日の神戸新聞（2022）によると、全国農業協同組合連合会兵庫県本部は、2022年度産山田錦の生産計画を1万380t（前年度対比約1.8%増）とすると発表している。尚、2021年度産山田錦の生産計画は1万200t（前年度対比約25%減）であった。

つまり、2021年度産の契約数量においては、村米制度の地区が減産比率で優遇されていたが、2022年度の契約数量については、村米制度の地区とそれ以外の地区とはほとんど差がなかった。

村米部会では、毎年10月頃から翌年2月頃にかけて村米部会代表者と酒蔵代表者で契約数量や価格交渉を実施しているが、年々農家側にとっては厳しい状況になっているとのことである。特に新型コロナウイルスの影響を受けてからはさらに厳しくなっている。また、村米部会で流通している山田錦において、2021年度は天候がよかったこともあり豊作で、約7千～8千袋の超過米が出たが、なんとか売り先の確保ができたということである。

#### 4 考察

新たに確認された意識の比較は、表 5-5 の通りである。ここからは農家側と酒蔵側との村米制度に関する意向の差異は大きくは存在していないことが確認できる。

しかし、今回の非常時の対応の中で改めて見えてきたこととして、現在の酒蔵から全農兵庫への発注の仕組みでは、村米農家と優先的に取引することが制限されてしまい、村米制度のメリットが十分活かされていないということである。

つまり、厳密には村米制度や契約農家との取引において、優先的に取引ができる仕組みにはなっていないことで、村米農家は契約数量を減らされている。従来と同じ面積に作付けをすると酒米の余剰発生が起こるが、JA 経由で出荷すると契約数量を超えた余剰分は超過米として安く買い取られてしまうので、間接的により高く買い取ってくれる商系業者への酒米の流出が生まれてきている。この 2 つはリンクして発生していると考えられる。この両者の課題の根源的要因については、農家側も酒蔵側も自分の立場の視点でしか見えていないようで、大局的に理解できていないと考えられる。

加えて、現状の村米制度のメリットが十分活かされていない取引の仕組みが存在することで、村米制度の農家と酒蔵が互いの意向のすり合わせが必要となり、昔から続くインフォーマルな情報交換が意味を持っていると考えられる。

また、酒米生産地域の農業衰退の現実も浮き彫りになり、酒蔵の一つの支援も確認された。C 社では農業生産法人を立ち上げ、高齢や後継者不在の酒米生産農地を耕作放棄地になる前に借り受け、自社の社員で酒米の生産を始めている。「吉川町と旧東条町で約 2ha の酒米を生産している。地域からの要望も増えてきており、今後も増加の可能性はある」(C 社醸造部長) といった、村米農家と酒蔵との新たな展開も生まれてきている。C 社の農業生産法人は、N 集落での 2021 年度の新規受託の事例からもわかるように、高齢や後継者不在による離農の農地維持のための一つの受け皿となっている。

表 5-5 新たに確認された意識の比較

| 項目              | 農家側               | 酒蔵側                                                                 |
|-----------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 今後の村米制度<br>(意識) | 村米制度の継承を希望        | 村米制度のような契約を希望<br>正式な長期的な契約が重要                                       |
| 現状の課題<br>(意識)   | 後継者不足<br>商系業者との共存 | 現状の取引システムの問題点を指摘、<br>直接集落などと契約取引を希望<br>良質な酒米確保のための産地維持を懸念（農業生産法人設立） |

出所：インタビュー調査を基に筆者作成

## 5 おわりに

本調査で、村米制度の公式な交渉ルートと、村米部会と酒蔵とのインフォーマルな情報交換ルートが確認されたが、昔から続くインフォーマルなルートでの情報交換が、互いの状況を把握し、落としどころを探り、関係性を維持する上で重要であることが確認された。

そして、非常時だからこそ見えてきたものとして、村米制度である三木市吉川町においては、村米制度以外の地区と比べて減産率が低く抑えられていた。

これらの2点は、今回確認された村米制度における重要な意義だと考えられる。

また明らかになった課題として、村米制度は食糧管理制度やJA合併統合など環境変化に適応しながら継承されてはきているが、実質的な仕組みとして集落と酒蔵の直接的な取引ではなくなった期間が長くなることで、当初あったWIN-WINの関係で長期安定的に支え合う集落と酒蔵の関係性が揺らぎつつあることが危惧される。新型コロナウイルス感染症の流行により、農家（集落）も酒蔵もこの矛盾に気が付き、関係性の再構築を目指すべきだと考える。具体的には、形式的な村米制度ではなく、集落と酒蔵との直接的な取引を可能にする本来の本質的な村米制度を取り戻すことが、持続可能な農業集落に資すると考える。

その時に三木市吉川町の内部で求められる調整としては、今後も安定的に酒米の生産が可能な体制づくりで、各集落や村米部会による受託組織の整備や後継者の育成などが必要だと考える。また外部で求められる調整としては、各集落の農家を取りまとめている村米部会が、村米制度の生まれた当初の、本質的な村（集落）と酒蔵との直接的な取引を可能にするため、酒蔵やJAなど関係機関との調整を図るべきだと考える。

加えて、高齢化や後継者不在による離農や受託組織についての課題も、一段と深刻化の傾向にあることが確認された。村米制度の維持と並行して、地域全体として持続可能な農業集落と農地の維持のために、新たなもう一つの柱としての地域農産物を検討する時期にあると考える。その時に村米制度で培った集落の強い紐帯や、需要者との助け合いの精神などを活かした、新たな農作物での新連携による安定的な取引形態が、地域の優位性を発揮することになると考える。

## 第6章

### 村米制度に対する価値認識

## 1 はじめに

兵庫県における酒米の取引について、森（1983）によると、1890 年代（明治 25～26 年頃）から灘五郷の酒蔵と北播磨地域の村（集落）とで酒米の長期的な栽培契約を結んでおり、これが村米制度といわれている。村米制度は、良質の酒米を安定的に確保したい灘の酒蔵と、長期安定した確実な売り先を確保したい集落との、両者の思いが一致して始まったといわれている。多くの集落では村米制度が消滅したが、三木市吉川町の 37 集落では約 130 年間受け継がれ、現在でも 9 社の酒蔵との村米制度が維持されている。

しかしながら、竹安他（2018）によると、農家の 3 割は後継者が不明と答えており、後継者の不在が指摘されている。加えて、集落営農が必ずしも十分に機能しておらず、農協組織の受託機能の充実が重要として、受託組織の課題も指摘している。このように今後の継承には多くの課題を抱えている。つまり、村米制度は、長年農村と酒蔵の取引において重要な役割を果たしてきたが、後継者不足や受託組織の課題が露呈しており、今後のあり方が問われる時期が来ている。

村米制度について、鈴木・高田（2017）では、村米関係は流通量が安定しており、減産傾向の時期においても酒蔵は農家の生産を下支えされてきたことが示されている。これまでの酒蔵との関係の重要性を指摘しているが、村米制度に関する農家の認識については議論されていない。また、竹安他（2018）では、酒蔵と農家との直接的関係は、山田錦の生産技術の研鑽と農家の生産意欲の向上にきわめて有効であるが、酒蔵との関係構築は十分とはいえず、農協組織などの仲介による両者の信頼関係の構築に一層の努力が望まれると指摘している。

このように、当該地域における集落と酒蔵との意義や重要性は先行研究でも指摘されている一方、日本酒消費量の減少傾向が新型コロナウイルス感染症禍により加速化し、酒米の契約数量も大幅に削減されるなど、村米制度をめぐる環境は大きく変化しつつある。こうした中、村米制度の継続に向けた関係性の再構築を議論するためには、改めて農家が酒蔵との連携をどのように考えているかを明らかにすることが必要と考えた。

そこで、本章では、農家の村米制度に対する潜在的な価値認識を明らかにすることにより、次世代への継承に向けた展望の考察を目的とした。このことは、地域農業と集落の維持という点だけでなく、伝統的な村米制度の維持という文化的な点、さらには、今後の食品加工企業と生産者の契約関係を模索するという点においても意義があると考ええる。

## 2 研究方法

### 2-1 調査と分析方法

本研究では、兵庫県三木市吉川町の特 A 地区に含まれ、村米制度を維持してきた集落を対象に、まず、先に示した関連文献と予備調査に基づき、村米制度の価値を分析する枠組みを見だし、その上で、酒米農家へのインタビュー調査をおこなうことによってその内容を明らかにすることとした。

予備調査は、2022 年 6 月に、対象集落の 2 名の農家に、日常感じている村米制度の現状と課題について、自由に話してもらう形式で聞き取りを実施した。そこから得られた情報をキーワードで抽出し、カテゴリー化して分類をしたところ、表 6-1 に示すような経済的価値と社会的価値の 2 側面を見出した。

具体的には、経済的価値は安定性、価格、家計充足性の 3 つの項目を、社会的価値は誇り・自尊心、楽しみ・つながり、文化・歴史性の 3 つの項目であり、この枠組みに沿って、詳細なインタビューを進めた。

表 6-1 分析の枠組みとインタビュー内容

|       |          |                        |
|-------|----------|------------------------|
| 経済的価値 | 安定性      | 村米制度による安定的な収入や契約量の変動   |
|       | 価格       | 山田錦の価格や村米制度での価格面のメリット  |
|       | 家計充足性    | 家計への補助度合や離農による家計への損失   |
| 社会的価値 | 誇り・自尊心   | 酒米を生産することに対する誇り、愛着、自尊心 |
|       | 楽しみ・つながり | 酒蔵との交友関係               |
|       | 文化・歴史性   | 村米制度の文化や歴史性に対する認識      |

### 2-2 調査対象と調査時期

事例対象地とした兵庫県三木市吉川町には、現在 37 集落があり、その全ての集落において酒米山田錦を生産している。そして、表 6-2 のようにそれぞれの集落が 9 社の酒蔵と村米制度で売り先が決まっている。

今回の調査集落は、①集落営農がない集落で、②ライスセンターへの出荷農家ばかりではなく、ライスセンターを利用せずに、乾燥、粃摺り、袋詰めなどの調整作業を各農家で実施するという、従来からの地場検査方式で出荷している農家も残っている集落で、かつ、③圃場の未整備地も混在している集落の、以上 3 点を考慮し、昔ながらの吉川町の酒米生産地を代表する集落を表 2 の中から 1 つ選定した。

表 6-2 三木市吉川町の村米制度

|          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 酒蔵       | 三木市吉川町の村米集落                           |
| 白鶴酒造(株)  | 新田・上中・豊岡・南水上                          |
| 剣菱酒造(株)  | 上荒川・畑枝・福井・富岡・古市・古川・北水上                |
| 白鷹(株)    | 市野瀬・楠原                                |
| 菊正宗酒造(株) | 前田・有安・長谷・上松・田谷・法光寺・湯谷・大畑・金会・福吉・毘沙門・東田 |
| 大関(株)    | 稲田・奥谷                                 |
| 日本盛(株)   | 西奥                                    |
| 沢の鶴(株)   | 実楽                                    |
| 櫻正宗(株)   | 南豊岡                                   |
| 菊姫（合）    | 山上・貸潮・鍛冶屋・米田・大沢・吉安下・吉安上               |

出所：村米部会と酒蔵の資料を参考に筆者作成

当該集落では圃場の未整備地が集落を流れる河川の上流部に多く、下流に向かうにしたがって比較的圃場整備がされている。集落は、上流から順にア地区、イ地区、ウ地区と 3 地区に分けられており、今回は、各地区から 2 名を調査対象者として選定し、その際には、ライスセンターを利用しない地場検査の農家も含めた。ライスセンターを利用しない農家は、ライスセンターを利用する農家と酒蔵に対する認識の違いを見るために含めた。その上で、世代による認識の違いを検証するため、異なる世代の農家を含めた。また、当該地域ではライスセンターが 1995 年に建設され、70 歳代の農家は若い頃にライスセンターを利用しない地場検査の経験があるが、50 歳代では農業を引き継いだ時から地場検査を全く経験したことがない農家もいる。つまり酒蔵との直接的な付き合いが希薄な世代であり、両者を比較することで、酒蔵に対する認識の違いがより明確になると考えた。表 6-3 はその調査対象者の概要である。また調査時期は、2022 年 8 月から 10 月である。

表 6-3 調査対象者の概要

| 調査対象者 |   | 年齢 | 同居家族       | 後継者可能性       | 耕地面積<br>(ha) | ライスセンター利用 |
|-------|---|----|------------|--------------|--------------|-----------|
| ア地区   | a | 72 | 妻，弟，息子夫婦と孫 | なし           | 0.3          | 利用        |
|       | b | 53 | 母，妻，娘      | なし           | 0.5          | 利用        |
| イ地区   | c | 75 | 妻，息子夫婦     | なし           | 0.7          | 利用        |
|       | d | 51 | 父，妻，息子     | なし           | 1.5          | 利用せず      |
| ウ地区   | e | 74 | なし         | 近隣在住（息子夫婦と孫） | 0.8          | 利用        |
|       | f | 73 | 妻          | 遠方在住（息子夫婦と孫） | 0.9          | 利用        |

### 3 結果

#### 3-1 経済的価値

経済的価値についての言説は表 6-4 の通りである。まず，安定性については，村米制度により売り先が決まっているという意味では安定的と認識しているが，契約量が減っていることもあり，村米制度＝安定的と認識していないことがわかった。また，対応策については，食用米に転換している農家も一部あるが，特に対応策を講じていない。

次に，価格について，食用米と比べると高い価格ではあるが，資材費や機械代の経費を引くと赤字になることから，全ての農家が満足はしていない。そして，ほぼ全ての農家が村米制度による価格面でのメリットはないと認識している。また，価格面での対応策は，品質を上げて上位の等級で買い取ってもらうための対策を一部の農家では考えてはいるが，ほとんどの農家はなにもししていない。

そして，家計充足性について，家計の助けになっている農家は全くなく，どの農家もいつやめても損失はないと考えている。ただし，対応策について聞くと，多くの農家はなにもししていないが，「やめると周りに迷惑になるので仕方がない」「現状維持しかない。田畑を増やす気もないので，これといって対応策はしていないが続けるしかない」といった，消極的な理由で続けていることがわかった。

表 6-4 経済的価値に関する言説

| 項目    | 言説                                                                                                                                                                                                                             | カテゴリー                 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 安定性   | 村米によって安定的な収入に結びついている (a 氏・c 氏)<br>決まった売り先があることで安心して生産できる (b 氏・d 氏)                                                                                                                                                             | 安定・安心に繋がっている          |
|       | 契約量が減っているのに、安定的といえるかわからない (e 氏)<br>酒の販売不振で仕方がないが、最近は安定的とは感じない (f 氏)<br>契約量が減ることは困るが、仕方がない (a 氏・b 氏・e 氏)<br>契約量の変動は、農協経済連 (現 JA 全農兵庫) が政策的に決めている。経済連の上層部は農家の方を向いていない。地域ごとの事情を配慮していない (f 氏)                                      | 契約量が減少し、安定しているとはいえない  |
| 価格    | 食用米より高いが満足はしていない、農家の収支は赤字 (a 氏・b 氏・e 氏・f 氏)<br>価格について農家は決定権がない (c 氏・f 氏)<br>村米制度があるから高いとは感じていないので、メリットがあるとは感じていない (a 氏・e 氏・f 氏)<br>他の山田錦生産地と比べると、価格や減反量でメリットがあると聞いたことはあるが、村米制度だからか、特 A 地区だからかは不明なので、村米制度のメリットかどうかは分からない (d 氏)  | 価格には満足しておらず、メリットを感じない |
|       | 村米制度のことを詳しく知らないで分からない (b 氏・c 氏)                                                                                                                                                                                                | 価格についてあまり知らない         |
| 家計充足性 | 家計の助けになっていない。家計にプラスとは感じていない、逆に持ち出しである (a 氏・d 氏・e 氏・f 氏)<br>家計における農業所得の割合はマイナス 10% ぐらい (b 氏)<br>やめると周りに迷惑になるので仕方がない。家計の手助けどころか赤字だけど仕方がない (b 氏)<br>やめても生活は影響ないし損失もない (a 氏・c 氏・d 氏・e 氏)<br>赤字だし身体を壊したこともあり、圃場を農業法人に生産委託している (c 氏) | 家計の足しにはならず支出超過        |
|       | 現状維持しかない。田畑を増やす気もないので、これとって対応策はしていないが続けるしかない (d 氏)<br>生活の家計には影響はないが、やめると伝統的なものがなくなる (f 氏)                                                                                                                                      | 家計に影響しない              |

出所：インタビューを基に筆者作成

注：50 代の b 氏，d 氏に下線

### 3-2 社会的価値

社会的価値については表 6-5 の通りである。まず、誇り・自尊心について、愛着や誇りの度合いには個人差があるが、ほとんどの農家は村米の酒蔵には愛着を感じている。そして、全ての農家は自分のところで作っている酒米が灘の酒になっていることを、周りの人に話すということから、自尊心を高めることに結びついているといえる。ただ、比較的若い世代は日本酒に興味がない人も多く、「話しても興味を持ってもらえない」との意見もあり、対策を講じなければ、今後は、自尊心につながる効果が減少する可能性もうかがえる。

表 6-5 社会的価値に関する言説

| 項目       | 言説                                                                                                                                                                                                    | カテゴリー           |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 誇り・自尊心   | 誇りや愛着はある (a 氏・b 氏・d 氏・e 氏)<br>灘の酒に使われているのは誇りに思う (f 氏)                                                                                                                                                 | 誇りや愛着をもつ        |
|          | 村米の酒は飲むが、誇りや愛着とまでは感じていない (c 氏)                                                                                                                                                                        | 誇りや愛着ではない       |
|          | 村米の酒について知人によく話す (a 氏・c 氏・e 氏・f 氏)<br>村米の酒について、酒に関心のある人には話す (b 氏)<br>自分は自信をもって話す、興味を示す人が少ない (d 氏)                                                                                                      | 話題として話す         |
| 楽しみ・つながり | 酒蔵との交友は楽しみ、親睦ゴルフ大会は毎年参加 (a 氏)<br>山田錦まつりには以前はよく行っていた。身体を壊して行かなくなったが、楽しみにしていた (c 氏)<br>山田錦まつりは楽しみ。地域を元気にする意味では大事 (d 氏)<br>交友の場はいいことだと思う (f 氏)                                                           | 酒蔵との交友を楽しみにしている |
|          | 山田錦まつりは 1 度も行ったことがなく、ゴルフもしないし、そんなに楽しみではない (b 氏)<br>山田錦まつりは役に当たらなければ行かない (e 氏)                                                                                                                         | 酒蔵との交友はない       |
| 文化・歴史性   | 歴史的にも文化的にも価値はある。村米制度の文化は歴史があると職場や知人に言われたりする時に感じる (a 氏)<br>農会長会に出た時、酒蔵や県の人達が来ていたのを見て、歴史的や文化的価値があると感じた。村米制度のことを少し知って、これからは見方が変わる (d 氏)<br>昔からやっているので歴史的にも文化的にも価値はある (e 氏)                               | 関係性に価値があると感じる   |
|          | 農会長を経験して、村米制度については初めて知った。制度としては残っているが、知っている人は少ないのではない (b 氏)<br>村米制度は安定した売り先であるので残したいとは思いますが、文化としては分からない (b 氏)<br>歴史的や文化的価値については感じたことない (c 氏)<br>昔は価値があったが、今は値打ちがあるとは思はない (f 氏)                        | 自分では価値があるとは思えない |
|          | 義務感ではないが、地域として残した方がいい (a 氏)<br>残した方がいいが、高齢で身体を壊したのでなにもできない。村米制度だから、今は農業法人に委託でき助かっている (c 氏)<br>残すべきだと思うが、自分が率先してやるまでではない (d 氏)<br>残した方がいいと思う (e 氏)<br>残すべきだと思う。ある程度は義務感もあるが、歳なので次の年代の人に頑張ってもらいたい (f 氏) | 出来れば残すべきだが何もしない |

出所：インタビューを基に筆者作成

注：50 代の b 氏、d 氏に下線

次に、楽しみ・つながりについて、酒蔵との交友は大事だと考える人と、あまり関心がない人と、2 極化していることがわかった。新型コロナウイルス感染症の流行によるイベントなどの自粛で交友の場が少なくなると、つながりの希薄化が懸念される。

最後に、文化・歴史性について、50 歳代の農家は、村米制度について詳しく知らないと認識しており、文化・歴史性についてはよくわからないという回答と、価値があるという回答が半数ずつである。ただ、村米制度を残すべきかどうかということに対しては、全員が残すべきだとは考えている。しかし、危機感を持って自分から動こうと思う人はいなかった。また、村米制度の文化は根付いていると感じるかという問いについては、70 歳代の農家はほとんどの人が根付いていると感じている一方で、50 歳代は村米制度についての知識が少なく、地域に根付いていると感じることは少ないようである。しかしながら、「農会長を経験して、村米制度については初めて知った」や「農会長会に出た時に、多くの酒蔵や県の人達が来ていたのを見て、歴史的や文化的価値があると感じた」など、農会長や集落の役職を経験することで、その価値を理解するようになってきていることが明らかになった。

## 4 おわりに

### 4-1 次世代の価値認識の特徴

対象の集落における農家の中心的な世代は 70 歳代であるが、ここでは、次世代の担い手となる 50 歳代の 2 人の農家の意識を改めて整理する。

50 歳代に共通する部分としては、経済的価値に関しては、「やめると周りに迷惑になるので仕方がない」や「現状維持しかない。田畑を増やす気もないので、これといって対応策はしていないが続けるしかない」といった消極的な継続意識が見られた。70 歳代の農家は後継者や委託先などを検討している段階だが、50 歳代は消極的ながらも継続する意思を確認できた。そして、両者とも「決まった売り先があることで安心して生産できる」といった安定性については評価をしているが、価格については村米制度によるメリットがあるとは感じていない。これらは 70 歳代とあまり差異はなかった。

また、社会的価値の項目である、誇り・自尊心については、「酒に関心のある人には話す」や「興味を示す人が少ない」といった、誇りや自尊心は持っているが、周りの多数の人たちからは若干ネガティブな視線を受けていることを気にしていることが明らかになった。70 歳代では誇りや自尊心を強く持っていたが、この点は世代間で明らかに異なっていた。

そして、村米制度の認知については、「農会長を経験して、村米制度については初めて知った」や「農会長会に出た時、酒蔵や県の人達が来ていたのを見て、歴史的や文化的価値があると感じた」というように、集落の役職を担うことで重要性を認知していることが明確になった。

次に、酒蔵との交友について、b氏は必要性を感じていないのに対して、d氏は地域を元気にするためにも酒蔵との交友は大事だと感じている。この違いの理由の1つとして、ライスセンターを利用しない地場検査の存在があると考えられる。d氏は地場検査で出荷しており、乾燥、粳摺り、袋詰めなどの調整作業を自らおこなっている。地場検査では一袋ずつ検査があり、品質の等級も目の前で細かく評価される。村米制度の場合、取引先の酒蔵の社員も地場検査に立ち会い、等級評価を実施する。農家にとっては1年の最終評価を受ける最も緊張する場面である。ライスセンターを利用する農家は、刈り取った酒米を搬入するだけで、評価は後日されるが、酒蔵の立ち合いのもとでの緊張した評価の場面はないのである。50歳代のb氏はライスセンターを利用しており、地場検査を経験したことがなく、酒蔵とのつながりがそもそも希薄であると考えられる。

そんな中でも、全ての農家が村米制度は残すべきだと考えていることも明らかになった。今後残すべきと考えているのであれば、集落単位での行動も必要と考えられる。

#### 4-2 村米制度を継承するための展望

農家の村米制度に対する潜在的な認識を明らかにすることにより、今後の継承に向けた展望を考察する。

まず、村米制度に対する潜在的な認識について、経済的価値としてのメリットが少ないにもかかわらず、全ての農家が村米制度を残すべきだと考えている。特に、若い世代では村米制度について詳しいことは知らないと自覚しているが、農会長や隣保長などの集落の役をすることで、村米制度についての情報を得て、理解を深めている。それにより、村米制度を残していくべきだという意識が高まっている。すなわち、潜在的には、村米制度の継承は必要とされることが明らかとなった。

また、社会的価値として、全ての農家において、村米制度により自尊心が高められていることも確認された。しかし、村米制度の文化・歴史性を認識する農家は約半数にとどまっていた。

そこで、当事者である村米の集落の農家が、村米制度を残すべきだと考えているのであるなら、今後の継承に向けた展望として3点を提示する。

1 点目は、村米制度が酒米生産における自らの自尊心に結びついていることを認識してもらい、村米制度を残す必要性を集落全体で再確認してもらうことである。

2 点目に、若い世代は集落の役職を経験することで村米制度に関する情報を得る。そこから内容や意義を理解していることが明らかになった。したがって、次世代が若い年齢から役職に就くという仕組みを作っていくことが、継承に結びつくと考えられた。

3 点目に、経済性の担保として、これ以上の契約数量の減少や価格低下を防ぐためには、酒蔵との交友などの連携強化の活動も重要である。次世代では酒蔵との交友の希薄化も見られたことから、次世代に合う酒蔵との連携強化の仕組みの構築も重要だと考える。

また、今回の調査では圃場整備の度合いにより、3地区に分け調査対象者を選定し、村

米制度に対する価値認識の違いを検証したが、特徴的な差異は見られなかった。ただし、後継者の可能性については、表 6-3 の通り、圃場の未整備地が多いア地区とイ地区では、息子や娘がいても後継者なしと回答しており、圃場整備の進んでいるウ地区では、同居はしていないが明確に後継者がいると回答している。

## 第 7 章

### 酒米農家の農業継承意向

## 1 はじめに

前章では村米制度の価値認識について、経済的価値と社会的価値の面から特徴を明らかにし、継承のための展望を提示した。本章では酒米農家の農業継承に関する意向について調査分析する。

村米制度を継承する伝統的な酒米生産地では、兼業農家が中心的な役割を果たしてきたが、酒米山田錦農家を対象に実施したアンケート調査の結果では、約 8 割が兼業であり、約 3 割は後継者が不明と答えている（竹安他，2018）。農業集落において、兼業農家が多数となる構造は、農業生産基盤が安定する一方で農業の発展性は低く、その状態の維持が困難になることが指摘されて久しいが（藍澤・後藤，2006）、まさにそうした問題が酒米生産地においても顕在化してきている。また、農業後継者の減少は、集落の環境保全、イエの維持、さらには集落そのものの維持に直結するが、その対応も模索の途にあるといわざるをえない（高橋・梅本，2012）。

このままでは酒米生産地は継続困難になると考えられるが、一つの活路は、村米制度であると考える。多くの農家は村米制度に経済的価値と社会的価値を見だし、継続を希望していることが確認され、その安定的な取引としてのメリットを十分行かすことで、農業継続と集落維持に一定の効果がある可能性が示されている（松原，2022；松原・中塚，2023a）。

以上のような状況にある酒米生産地であるが、村米制度に取り組む農家とその集落の動向は十分把握されておらず、その整理のもと具体的にどのように変わっていくのかを考え、対策を講じることは、喫緊の課題である。

そこで本稿では、全国有数の酒米産地である兵庫県三木市を対象にし、その地域農業の課題を改めて整理した上で、村米制度を継承している三木市内の酒米生産集落を事例に、農業経営と農地や家の管理に関する実態と意向を分析することにした。また、その結果から、今後の村米制度の継続と農地維持に向けた集落構造や環境対応を明らかにすることを目的とした。

## 2 研究方法

### 2-1 調査対象

本研究では対象地として、調査 1 で酒米生産地の兵庫県三木市をとりあげ、調査 2 と調査 3 ではその中の村米制度を維持している三木市吉川町の N 集落を事例集落として研究を進める。

三木市周辺では、1970 年頃からゴルフ場や工業団地の建設と稲作の生産性向上にともない、兼業化が進行した。農家は、農業所得だけに依存した生活をしなくてもよくなり、現在 70 歳代以降の農業従事者は、ほとんどが新卒で一旦企業などに就職し、定年とともに農業を継いでいる。三木市では、耕作面積 1,847ha のうち 69.8%（2020 年）で酒米を生産す

る稲作地域である。その中で、吉川町は、耕作面積が 668ha であり、75.3%（2020 年）において山田錦を中心とする酒米を生産している。村米制度を約 130 年間継承している唯一の地域であり、現在、37 の集落が 9 社の酒蔵との間で村米制度を維持している。

今回選定した N 集落は、集落戸数や集落面積が町内の平均的な規模であり、かつ個人の兼業農家が多くを占めるという典型的な農業集落であること、また、村米制度や農業に対する意欲が高いことが推察される地場検査をおこなう農家が一定数存在し、今後の酒米生産地の継続性を検討するに適すると考えた集落である。

なお、三木市吉川町では、1995 年にライスセンターができ、稲刈り後のもみの荷受から乾燥、粃摺り、選別、出荷という収穫作業の集約化が図られた。しかし、N 集落では 30 農家のうち 11 農家はライスセンターを利用せず、従来の方式で各農家が乾燥、粃摺り、選別、袋詰めなどの調整作業をし、地場検査を受けて出荷している。地場検査では一袋ずつ等級検査を受けており、村米制度の場合は取引先の酒蔵の社員も立会い、等級評価を実施する。

## 2-2 調査方法

本研究では、まず調査 1 として、酒米生産地の兼業の位置づけや課題、将来の見通しを改めて明らかにするために、三木市「農業と農村の振興に向けたアンケート」の再整理を実施した。これは 2020 年 8 月～10 月に調査され、市内 118 集落のうち 112 集落の 2,743 人から回答を得ている。

次に、調査 2 は N 集落の全農家を対象に実施した。N 集落では 2022 年 7 月に人・農地プラン作成にあたって「地域農業の将来（人と農地の課題）」のアンケート調査を実施し、10 年後・20 年後の耕作展望を、集落内の 30 農家から回答を得ている。

本調査では、この個票を入手した上で、全ての対象農家に対する聞き取り調査を追加的に実施し、農家属性（年齢、面積、子息<sup>1)</sup>の有無、地場検査の利用）を把握した。これらのデータの分析を試みた理由は、20 年後には次の世代となる農家も多く、子息の有無が将来の耕作展望と大きく関わると考えられること、面積の広さは、小規模な農家ほど離農の可能性が高くなると考えられること、地場検査での出荷については、あえて手間と労力のかかるやり方を続けているのには、ある程度広い面積で、かつ村米制度や農業に対する誇りやこだわりを持った農家であることと考えられることによる。

最後に、調査 3 として、先の調査 2 の 20 年後の耕作意向として「耕作を委託したいが委託先の見込みが無い」とする農家に焦点をあて、子息がいるにも関わらず離農を検討している理由や、その際の今後の農地水利など環境管理と集落維持に対する意向を明らかにした。調査期間は、2023 年 4～5 月であり、該当者にヒアリングを実施した。

### 3 結果

#### 3-1 三木市の農業継承の課題

調査 1 は三木市農業振興課が、農地の維持や事業継承に関する課題を把握することを目的に調査したものであるが、本稿では、60 歳の定年を境界に農業形態や困りごとがどのように変化するかをみるために、41 歳から 70 歳を中心に再整理をおこなった。

その前に、まず年齢構成を確認すると、多い順に 61～70 歳が 34.8%，71～80 歳が 27.2%，51～60 歳が 18.6%，81 歳以上が 10.6% で、50 歳以下は 8.8% であった。いかに高齢者が産地を支えているかが明確にわかる。

表 7-1 は、農業形態を年齢別に整理したものである。第 2 種兼業農家に注目すると、41～50 歳では 78.2%，51～60 歳では 74.4%，61～70 歳では 49.7% であり、60 歳の定年とともに専業農家や第 1 種兼業農家になる傾向が読み取れる。しかしながら、61～70 歳でも約半数が第 2 種兼業農家であり、農業収入より農業以外の収入の方が多いことが確認される。

次に、表 7-2 は、困りごとを複数回答で尋ねた結果である。どの年齢層も上位 2 番目までは同じような傾向がみられた。多い順で、1 番目「農機具等の維持管理・更新に費用がかかる」、2 番目「有害鳥獣の被害」であるが、3 番目は 41～50 歳では「農産物価格の低迷」で、51～60 歳と 61～70 歳では「後継者」となり、「後継者」については、41～50 歳と比べて 51 歳以上の年齢層では約 1.5 倍の比率になる。このことから、後継者については 51 歳以上の年齢層の人は 50 歳以下の人より不安が大きいことがうかがえる。これはそれぐらいの年代になればだれもが不安に思うのか、その年代特有の傾向なのかは時系列で調査をしないと解明できないが、少なくとも現段階の 51 歳を超えた人たちは後継者についてある程度高い不安感を持っていることは明らかである。

また、後継者については、全年齢層を対象に、「ご家族の方で農業後継者がいらっしゃいますか」と尋ねた結果を基に再分析を実施した。「家族内に後継者がいない」と回答した人は回答数 2,301 人に対し 1,456 人（63.3%）で、約 3 分の 2 の農家に後継者がいないことが明らかになっている。

表 7-1 年齢別の農業形態

単位：人，（%）

| 年齢      | 41～50 歳    | 51～60 歳    | 61～70 歳    |
|---------|------------|------------|------------|
| 専業      | 8 (4.5)    | 26 (5.2)   | 181 (19.9) |
| 第 1 種兼業 | 3 (1.7)    | 17 (3.4)   | 119 (13.1) |
| 第 2 種兼業 | 140 (78.2) | 369 (74.4) | 452 (49.7) |
| 土地持ち非農家 | 28 (15.6)  | 84 (16.9)  | 158 (17.4) |

出所：「農業と農村の振興に向けたアンケート」を基に筆者作成

注：（ ）内は各年齢内での比率

表 7-2 年齢別の困りごと

単位：人，（％）

| 年齢                  | 41～50 歳   | 51～60 歳    | 61～70 歳    |
|---------------------|-----------|------------|------------|
| 農地を貸してくれる人がいない      | 5 (1.2)   | 8 (0.7)    | 2 (0.1)    |
| 労働力が足りない            | 10 (2.4)  | 10 (0.9)   | 18 (0.9)   |
| 農地・農作業の引き受け手がない     | 20 (4.9)  | 46 (4.0)   | 91 (4.4)   |
| 栽培技術等の相談が受けられない     | 8 (2.0)   | 10 (0.9)   | 23 (1.1)   |
| 農機具等の維持管理・更新に費用がかかる | 93 (22.7) | 252 (22.0) | 451 (21.7) |
| 農産物の販路がない           | 4 (1.0)   | 13 (1.1)   | 28 (1.3)   |
| 有害鳥獣の被害             | 90 (22.0) | 244 (21.3) | 428 (20.6) |
| 土地改良施設の管理           | 37 (9.0)  | 106 (9.3)  | 198 (9.5)  |
| 農産物価格の低迷            | 57 (13.9) | 171 (14.9) | 289 (13.9) |
| 後継者                 | 42 (10.2) | 180 (15.7) | 311 (15.0) |
| 特になし                | 35 (8.5)  | 78 (6.8)   | 188 (9.1)  |
| その他                 | 9 (2.2)   | 27 (2.4)   | 50 (2.4)   |

出所：「農業と農村の振興に向けたアンケート」を基に筆者作成

注：（ ）内は各年齢内での比率

さらに家族内に後継者がいない人に対し、「ご家族以外の方で農業後継者がいらっしゃいますか」という質問に対し、回答数 1,462 人で、「後継者のメドはあるが決まっていない」が 131 人 (9.0%)、「後継者のメドはついていない」が 1,213 人 (83.0%) と、両方を合わせると 90%以上が家族以外でも後継者は決まっていない。つまり、後継者不在については厳しい状況にあり、喫緊の課題として対応策を検討しなければいけない水準となっていることがわかる。

### 3-2 N 集落における農業継続の意向と課題

N 集落には集落営農が設立されておらず、多くが圃場整備されていない農地であり、各農家が個別で山田錦を生産している集落である。なお、60 歳以下の農業従事者がいる農家は全員が兼業農家である。

表 7-3 はこの集落にておこなわれた耕作意向調査をもとに、属性等の追加的調査をおこなった結果をまとめたものである。なお、10 年後、20 年後の意向については、「耕作している」、「委託先の見込みがあり委託する」、「耕作を委託したいが委託先の見込みが無い」、「耕作できない」の 4 つから回答を求めている。表 7-3 では順に「耕作」、「委託」、「委託希望」、「耕作放棄」としている。「耕作できない（耕作放棄）」は農地として維持していく

意向はなく、「耕作を委託したいが委託先の見込みが無い（委託希望）」は農地を残していきたいので委託先を検討したいということである。なお、未回答は「不明」としている。

まず、「耕作している」は、10年後18農家（60.0%）、20年後10農家（33.3%）と、20年後には集落の3分の1の農家しか耕作していないと推測される。また、「耕作を委託したいが委託先の見込みが無い」は、10年後4農家（13.3%）、20年後11農家（36.7%）である。加えて、「耕作できない」は、10年後3農家（10.0%）、20年後5農家（16.7%）である。つまり、委託先の見込みが無いと耕作できないを合わせると、10年後には7農家（23.3%）、20年後には16農家（53.3%）で、10年後には約4分の1が、20年後には2分の1以上の農家の農地が耕作放棄地になる可能性がある。

今後の農業継承の課題について、子息の有無と耕作意向の関係をみると、30農家のなかで、子息のいる家は17農家、子息のいない家は13農家である。

30農家のうち、20年後に「耕作している」と回答した家は10農家のみで、そのうち6農家は子息がおり、残りの4農家は40～60歳代前半でまだ比較的若い。一方、20年後に「耕作できない」と回答した家は5農家で、すべての農家で子息がいない。そのうち1農家は娘婿が家は継いでいるが、農業をしてもらうことは難しいということである。なお、最も多いのは「耕作を委託したいが委託先の見込みが無い」の11農家であり、うち7農家には子息がいる。子息がいても農業継承が困難となる将来が推測される。

次に、地場検査を利用している農家と20年後の状況との関係をみる。20年後に「耕作している」と回答した10農家のうち、現在地場検査で出荷しているのは7農家で、ライスセンターを利用しているのは3農家である。地場検査で出荷している農家の70%は、20年後も耕作を継続する意向を示しており、このことから、地場検査の実施と長期的な耕作意向の間には関連があることが指摘できる。

N集落では、20年後、「耕作できない」や「委託したいが委託先の見込みが無い」という農家は一定数いるが、「耕作している」という農家も3分の1にあたる10農家いる。しかも、耕作を続ける意向の農家は、比較的広い面積の農家で、10農家の耕作面積を合計すると集落全体の山田錦耕地面積の約半分にあたる。そうすると残りの約半分の面積をどうするかが課題であり、一番多い回答である「耕作を委託したいが委託先の見込みが無い」の農家の意向が、この集落の将来を左右するカギになる。

表 7-3 農家属性と 10 年後・20 年後の耕作意向

| No | 年代   | 耕作面積<br>(10a) | 子息 | 地場検査 | 10 年後の<br>耕作意向 | 20 年後の<br>耕作意向 |
|----|------|---------------|----|------|----------------|----------------|
| 1  | 40 代 | 6-10          | ×  | ×    | 耕作             | 耕作             |
| 2  | 40 代 | 3-5           | ×  | ×    | 委託希望           | 委託希望           |
| 3  | 40 代 | 6-10          | ×  | ×    | 耕作             | 耕作             |
| 4  | 40 代 | 6-10          | ○  | ×    | 耕作             | 委託希望           |
| 5  | 50 代 | 3-5           | ×  | ×    | 耕作             | 委託希望           |
| 6  | 50 代 | 6-10          | ○  | ○    | 耕作             | 委託希望           |
| 7  | 50 代 | 11-15         | ○  | ○    | 耕作             | 耕作             |
| 8  | 50 代 | 3-5           | ×  | ○    | 耕作             | 耕作             |
| 9  | 50 代 | 6-10          | ○  | ○    | 耕作             | 委託希望           |
| 10 | 50 代 | —             | ○  | ×    | 委託希望           | 委託希望           |
| 11 | 60 代 | 6-10          | ○  | ○    | 耕作             | 耕作             |
| 12 | 60 代 | —             | ×  | ×    | 耕作放棄           | 耕作放棄           |
| 13 | 60 代 | —             | ×  | ×    | 耕作放棄           | 耕作放棄           |
| 14 | 60 代 | 6-10          | ○  | ○    | 耕作             | 耕作             |
| 15 | 60 代 | 1-2           | ×  | ×    | 耕作             | 耕作             |
| 16 | 60 代 | —             | ×  | ×    | 委託希望           | 委託希望           |
| 17 | 60 代 | 6-10          | ○  | ×    | 委託             | 委託             |
| 18 | 60 代 | 11-15         | ○  | ○    | 耕作             | 耕作             |
| 19 | 60 代 | —             | ○  | ×    | 不明             | 不明             |
| 20 | 70 代 | 1-2           | ○  | ×    | 耕作             | 委託希望           |
| 21 | 70 代 | 3-6           | ○  | ○    | 耕作             | 耕作             |
| 22 | 70 代 | 11-15         | ○  | ○    | 耕作             | 委託希望           |
| 23 | 70 代 | 6-10          | ○  | ○    | 耕作             | 耕作             |
| 24 | 70 代 | —             | ×  | ×    | 委託             | 耕作放棄           |
| 25 | 70 代 | 6-10          | ○  | ×    | 委託             | 不明             |
| 26 | 70 代 | 6-10          | ×  | ×    | 委託希望           | 委託希望           |
| 27 | 70 代 | 6-10          | ○  | ×    | 耕作             | 委託希望           |
| 28 | 70 代 | 6-10          | ○  | ×    | 委託             | 委託             |
| 29 | 70 代 | 3-5           | ×  | ×    | 耕作放棄           | 耕作放棄           |
| 30 | 80 代 | 6-10          | ×  | ○    | 耕作             | 耕作放棄           |

出所：「地域農業の将来（人と農地の課題）」とインタビューを基に筆者作成

注：面積は山田錦の耕作面積で四捨五入，「—」は山田錦を非生産

### 3-3 離農と今後の農地・集落に関する意向

先に示したとおり、課題となるのは、20年後の耕作意向で「耕作を委託したいが委託先の見込みが無い」と回答する11農家の動向である。その中で子息がいる家は7農家で、子息がいない家は4農家であった。子息がいない4農家が委託したいと考えているのは想定されるが、3分の2の7農家は子息がいるにもかかわらず、委託したいと考えており、子息に農業を継いでもらう意向がなく離農を検討していることがうかがえる。

しかし、子息がいる農家はイエだけは継がせたいという意向もあったり、農地を委託し、子息が農外で働きながら、同居して集落の行事などに参加することも考えられ、このような子息が、農業と集落の維持に、どのような関わり方をするのが重要と考える。

そこで先の調査の結果をふまえ、子息がいるにもかかわらず20年後に委託したいと考えている農家に対して、委託を検討している理由と、今後の農地管理や集落維持の意向についてヒアリングを実施した。

表 7-4 委託希望農家の農地管理と集落維持の意向

| No | 農地管理                                                                                                                                               | 集落とイエの維持                                                              |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 6  | 大阪で働きながら休日に帰ってきて母親となんとかやってきた。定年までは休日だけでなんとかやっていく。10年後は自分もまだできると思うが、20年後となるとできなくなるかもしれない。息子は農家の生活をしたことがないし、農業をするつもりもないので、委託先を探したい。                  | 今年から自分も集落の役も受けて家は継いでいる。<br>息子はまだ学生なので将来は分からない。                        |
| 9  | 自分も若い頃から県内外で仕事をしてきて、田植えと稲刈りの時ぐらいしかやってこなかった。10年ぐらい前から父親も農作業が困難になってきたので、集落の役や農作業を継いでやるようになった。集落の付き合いなどもやるようになって、集落全体で営農や委託先などを検討したほうがいいのではないかと考えている。 | 息子は都市部で働いており、田植えと稲刈りの忙しい時だけは手伝いに帰ってきてくれている。家は継ぐつもりはあるが、農業を継ぐのは難しいと思う。 |
| 20 | 若い頃サラリーマンをしながら休日に農業をしてつらい思いをした。ボーナスを農機具の支払いに取られて、いい思いをしてこなかった。息子にはそんな思いをさせたくなかったので、田んぼの仕事は全くさせてこなかった。農業はできないし、農地も少ないので、だれかに委託したい。                  | 息子も家は継いでくれている。                                                        |
| 27 | 息子はいるが首都圏で働いている。20年後となると自分もうできない。委託できるところがあれば、そこにやってもらいたい。                                                                                         | 息子は定年になれば帰ってくるだろうけど、農作業は教えていないので無理だろう。                                |

出所：インタビューを基に筆者作成

表 7-4 は、農地管理と集落とイエの維持についてまとめた結果である。この集落は基本的に定年までは全員が農業以外の仕事について、兼業で農業を行っている。交通の便が良くなったことで、都市部でサラリーマンをしながら、農業に携わるスタイルも定着していることがわかる。農家 20 と農家 27 は 70 歳代で、集落とイエの維持については息子世代と合意形成ができていることがわかる。また、農家 6 と農家 9 は 50 歳代で、集落には親世代が居住し、実家から離れて生活をしながら、休日や忙しい時に農作業を実施するような別居型兼業農家である。

集落やイエの維持については、農業はおこなわないが、集落の役やイエを継ぐことを現におこなっていたり、可能性があることがうかがわれた。

また、農地の委託や集落営農などを検討するにあたり、水利の環境管理が課題となる。N 集落では圃場の未整備地が多くあり、池や水路の草刈りなどの管理の労力が負担となっている。圃場未整備地の農家で、水利の環境管理について具体的な課題の実例を表 7-5 に整理した。

耕作放棄地による新たな水路の確保や池ごとの利用農家による草刈りや管理作業の負担など、農地だけでなく水利環境の整備の課題が明らかになった。

表 7-5 水利の環境管理に関する課題

| No | 水利の環境管理について                                                                                                              |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9  | 池から水を引く時に、隣の農家の田んぼを通して引いていた。その田んぼを隣の農家が耕作をしなくなり、水を引くのに荒れた農地に水路を掘って引くことになった。毎年その水路は埋まってしまうので、手作業で休耕田に水路をつけなければならない一苦勞である。 |
| 25 | 池や水路の草刈りは年をとりできなくなったので、委託先の農業法人にすべてお願いした。昨年 10 年契約で委託したが、その後はどうなるか不明で心配である。                                              |

出所：インタビューを基に筆者作成

#### 4 考察

以上、本章の結果をまとめると、調査 1 から、山田錦生産を主とする三木市の農家の約 7 割は 60 歳以上の定年後の人たちに支えられている。また、定年前の 60 歳までは約 8 割が第 2 種兼業農家として農地を維持している。困っていることとして、51 歳以上の農家では後継者が上位になり、全体の約 3 分の 2 の農家に後継者がいないことを改めて確認した。

調査 2 からは、20 年後に耕作しているという意向の農家は 3 分の 1 ではあるが、比較的広い農地の持ち主が多く、集落の半分近くの面積が耕作される。このことから、3 分の 1 の農家だけで成り立つ集落のあり方が問われる状況であることがわかった。しかし、残りの半分の農地の維持については、一番回答が多かった「耕作を委託したいが委託先の見込みが無い」という農家の動向がカギとなることがわかった。

調査 3 からは、20 年後に「耕作を委託したいが委託先の見込みが無い」という農家について、自分自身が新卒で就職し、兼業農家としてなんとか引き継いできたが、農業に対し経済的に負担感を感じている。しかしながら、集落や農村文化の継承など社会的な側面については残していきたいと考えている。農業は誰かに委託して、息子たちには家だけは継承してほしいという、農業とイエを分けた着地点を模索しているといった意向が明らかになった。また農地の水利環境について、高齢化と後継者不在により、池や水路などの整備ができなくなっている。耕作放棄地が発生する以前はなかった負担増や、受益者が減ることにより残った農家への負担増などが浮き彫りになった。

このような結果から、20 年後の耕作委託を希望する農家の動向を想定した場合、農地の維持と集落の維持は分離する方向性が必要と考える。これは、集落営農においての、農業経営と環境保全活動や土地利用調整との分離を模索する方向性と同じであるが（高橋・梅本，2012）、個別の家族経営農家を中心となる酒米生産地においても、具体的な対応を進めるべきと考える。ここでは政策的な誘導、行政の支援も必要であろう。

#### 5 おわりに

本稿では、今後の村米制度の継続と農地維持に向けた集落構造や農地を含む環境対応を明らかにすることを目的とした。

まず、集落構造について、事例とした兼業農家地域では小規模な農家ほど農業を後継者に継がせる意向は低い。しかし、この地域は、職場が近くに存在する地域でもあり、農業は継がせることは難しいが、イエは継いで集落は維持してもらいたいと考えている。

橋詰（2015）が、人口減少が進む中でも、比較的維持されてきた集落の世帯数も 2000 年代に入り減少局面へと転じ、集落内部の衰退が始まっていると指摘するとおり、事例とした N 集落でも、その途になることが今回改めて確認された。農業については、藍澤・後藤（2006）が指摘した兼業農家地域での発展性は低いという問題を、事例地においても確認した。

村米制度（安定した品質と販売先の担保）の存在により、良い意味でも悪い意味でも、

農業構造を変化させる必要性がなかったが、継続が危うい状況にあることが本調査から改めて明らかになった。

そこで、今後の酒米生産地の維持の方向性として、まず基本とするのは、今後も村米制度下で兼業農家を中心とする産地として維持することである。そのためには、農業の維持とイエの維持さらには集落の維持を分離して考えることが必要と考える。農業は内部の一部の農家と、外部も含めた農業法人などと連携して担い、維持していく。イエについては交通の便がよく、働く場が近いということもあるので出来る限り、働きながら、農地水利の維持や鳥獣害の対策といった農業関係の活動や、自治や祭礼などの活動に参加できる体制を整えながら、継ぎやすいようにし、結果として集落維持を図っていく。

また、農家と土地持ち非農家となったものが、お互い協同した維持をする際に、村米制度は、地域への帰属を高めるものとして機能する可能性があるのは松原・中塚（2023a）で示すとおりである。さらに、村米制度については、地場検査で出荷する農家は村米制度への誇りやこだわりがあり、その多くの農家は20年後も続けているという意向も確認されている。このようなことから、村米制度を継続することはこの地域においては必要な事項であると考ええる。

#### 補注)

- 1) 農業またはイエの後継候補者は、子息（男性）だけに限らず、息女（女性）など血縁者、第三者なども考えられるが、慣習的に、第一候補者候補となる可能性が高い子息の存在を便宜的に尋ねた。その上で、子息以外が強く想定される農家があった場合は追記することとした。



## 第8章

### 酒米生産地維持に向けた方向性

## 1 本論で得られた知見

本論文では、高品質な酒米へのニーズが高まる中で、そうした酒米を村（集落）として請け負って生産してきた村米制度の現代的意義についての再評価を行い、酒米生産地の維持に向けた方向性と、今後の酒米供給に関する示唆を提示することを目的とした。具体的に、研究課題として、以下の4点を設定し、日本で最も代表的な酒米山田錦の生産地維持の方向性を検討した。

課題1：村米制度は、流通としてどのような特性があるのか

課題2：村米制度は、現代的な市場の不安定化に対してどのような機能を発揮するのか

課題3：農家は、村米制度の価値をどのように認識しているのか

課題4：酒米生産地の農家は、今後の農地や集落の維持をどのように考えているのか

これらの4点について、課題1については、村米制度の流通としての特性（第4章）で、課題2については、村米制度の現代的意義（第5章）で、課題3については、村米制度に対する価値認識（第6章）で、課題4については、酒米農家の農業継承意向（第7章）で、それぞれ解明した。

第4章では、村米制度の流通制度としての特性を明らかにした。村米制度とサプライチェーン・マネジメントの4つの目的との整合性を、2名の山田錦農家、3社の村米制度の関わる酒蔵、3名のJA等関係者の聞き取り調査を基に分析した。その結果、村米制度は、農家のモチベーションの向上、酒米のトレーサビリティと信頼性の担保、酒蔵のブランド向上等を可能とする、密なネットワーク組織としての特性を有していることを明らかにした。

第5章では、新型コロナウイルス感染症の拡大が社会問題化するなかで、村米制度の現代的意義を分析した。調査としては、2年間の継続的な実態把握のために、農家側として、山田錦村米部会の役員および当該JAの担当責任者、酒蔵側として、酒蔵1社へのインタビュー調査を実施した。その結果、村米部会と酒蔵とのインフォーマルな情報交換によって、非常時における、相互の状況把握と取引条件の決定がなされており、それにより関係性が維持されていることが明らかになった。また、その結果として、村米制度がある吉川町においては、村米制度がない地区と比べて減産率が低く抑えられている実態も示された。一方で、非常時の折衝のなかで、村米制度の負担的な側面も表出化され、農家と酒蔵の双方の経営状況の悪化により、両者の関係性が揺らぎつつあることも見えてきた。

第6章では、三木市吉川町の特A地区に含まれる集落を事例として、農家の村米制度に対する主観的な価値認識を明らかにした。予備調査をもとに抽出した「経済的価値」「社会的価値」の2つの側面を分析枠組みとして、集落内の6名の農家への詳細な聞き取り調査を実施した結果、経済的価値としては、安定性、価格、家計充足性、社会的価値としては、誇り・自尊心、楽しみ・つながり、文化・歴史性を潜在的に有していることを解明し、価値認識に基づく村米制度の継承への展望を提示した。

第7章では、酒米農家の農業継承意向について分析した。まず、三木市が市内農家を対

象に実施したアンケート調査の集計データを再分析した。その結果、三木市という有数の酒米産地であっても、酒米生産は高齢の兼業農家に支えられていること、およそ 3 分の 2 の農家において後継者が不在となっているという厳しい現状が明らかになった。その上で、市内 1 集落を事例として、全 30 農家に対する意向調査を実施した。その結果、イエの跡取りとなる子息が存在していても耕作予定がないとする農家が多く、アンケート調査の再分析結果と同様に、およそ 3 分の 2 の農家が離農する可能性が高いことが明らかになった。以上より、今後、兼業農家を中心とした産地の維持を前提にするなかでも、酒米生産の維持とイエの維持、さらには集落の維持とを分離して考える必要があることを示した。

## 2 酒米生産地維持に向けた提言

### 2-1 「次世代型村米制度集落モデル」

まず、集落の構造について検討した。第 3 章で 2 階建て方式の集落営農組織を取り上げ、農地など地域資源の管理や環境保全、農用地利用調整などの公益機能を 1 階部分とし、農産物の生産や加工、販売の生産販売機能を 2 階部分として、2 階建て方式の集落営農を整理した。しかし、現実的な農作業は、例えば稲作であれば、田植えや稲刈りといった基幹作業だけでなく、水管理や畦畔の草刈などもあり、農業の範囲は 1 階部分の公益機能にまで及んでいる。そこで、水管理や畦畔の草刈などについては、1 階部分である地域住民が担い、分業の役割分担をより明確化することで、2 階部分の生産販売機能を活性化することができると改善策がでてきた。さらに、1 階部分は各集落単位でそれぞれ地域資源管理法人を設立し、2 階部分は多様なプレイヤーが活躍できるように、複数の集落を横断した農業法人や、集落の内外からの参入法人が複数の集落にまたがり広域に生産販売機能を担うという構造が確認された。

この 2 階建て方式集落営農組織の知見を参考に、村米制度を継承する山田錦特 A 地区の酒米生産地維持の方向性として、村米制度を活用した酒米生産地独自の集落モデルを検討する。ただし、ここでは集落営農組織ではなく、あくまでも集落全体の構造としての方向性をモデル化したものである。

まず、集落全体を図 8-1 のように、左右で自作できる農家と自作できない（委託したい）農家に区分する。そして、上下で 1 階部分のイエ・集落の維持と 2 階部分の農業（農作業）の維持に区分する。1 階部分は農地を委託した土地持ち非農家も含めた集落の住民が協力して担う。そして、2 階部分は内部の自作できる農家と村米制度で取引のある酒蔵の農業法人が担う。第 5 章で酒蔵の C 社は農業生産法人を立ち上げ、高齢や後継者不在の酒米生産農地を耕作放棄地になる前に借り受け、自社の社員で酒米の生産を始めているとある。また、第 1 章の研究の背景でも取り上げたように、酒蔵の農業参入の事例は全国には多くあり、その農業参入理由においては、将来の良質な酒米確保への不安が最も大きいと考えられていた。つまり、酒蔵においても 2 階部分を担うメリットと必然性がある。

したがって、村米制度を活用した酒米生産地独自の 2 階建て方式集落構造は、2 階部分に特徴があり、村米制度での取引のある酒蔵が酒米の生産の一部を担うことで、村（集落）との深い関係性が構築できる。それは、これまでとは違いより一歩踏み込んだ発展的な「次世代型村米制度集落モデル」となる。補足すると、農地の委託先が村米制度の酒蔵の農業法人であることで、信頼関係や自由度のある委託契約が可能で、一度委託した農家でも定年や息子の継承などで自作できるような環境が整えば、いつでも復帰できる仕組みにしておくことも可能である。農地も荒廃せず、すぐにでも復帰できることは、持続可能性という点でも特筆すべきことである。

もう一点、この地域独特のカギになる理論が社会的ネットワーク論という紐帯である。第 3 章の「集落内の団結力については、古くからの伊勢講などの講や寺社などの行事も継承されおり、強い紐帯で結ばれている」（閉じられた強い紐帯）と、第 7 章の「イエについては交通の便がよく、働く場が近いということもあるので出来る限り、働きながら、農地水利の維持や鳥獣害の対策といった農業関係の活動や、自治や祭礼などの活動に参加できる体制を整えながら、継ぎやすいようにし、結果として集落維持を図っていく」（開かれた弱い紐帯）が共存する状況が形成される。その上、長年村米制度で取引のある酒蔵の農業法人が集落の農業維持に関わることで、より深い関係性が構築できる（開かれた強い紐帯）。

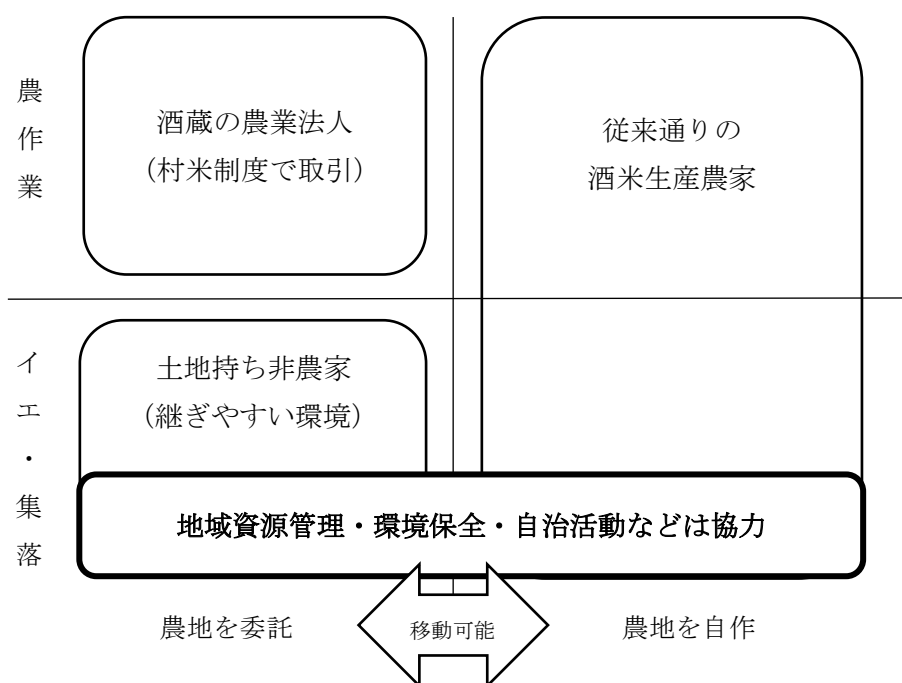


図 8-1 次世代型村米制度集落モデル

出所：筆者作成

社会的ネットワーク論の上位概念であるソーシャル・キャピタル（社会関係資本）には、「信頼」「規範（互酬性）」「ネットワーク」の3要素があり、信頼や規範（互酬性）は集落内や村米制度の酒蔵との強い紐帯から、ネットワークによる有用な情報などは集落外の開かれた弱い紐帯から得られ、それらにより、地域が活性化し、暮らしやすい環境になると考える。つまり、農地を委託した非農家も含めた集落の住民がいることや、酒蔵の農業法人が関係してくることで、閉じられた強い紐帯と開かれた弱い紐帯の相互作用がおこなわれ、集落にとって有用で独自性のある独特な情報交換が形成されると考える。

## 2-2 村米制度を活用した「日本酒山田錦テロワール」

次に、村米制度の文化的側面に焦点をあてた。「テロワール」はワインの業界で使われていた言葉で、フランス語の「terre（土地）」から派生し、ぶどうの生育地の土壌、地勢、気候、人的要因などの特徴を説明する場合などに用いられる。「テロワール」は日本語では一言で表現する言葉がなく、原材料であるぶどうに関する人的要因も含めたあらゆる環境を総称するものと理解する。広義に解釈すると、その地域の文化風土なども含まれる。

この「テロワール」の概念を日本酒に持ち込むと、原材料の酒米の生育地に注目しなければならない。酒米の代表的な品種として「山田錦」はよく知られているが、その生育地はあまり知られていない。その生育地は兵庫県の北播磨地域で、長年酒蔵が要求する高品質の酒米を生産してきており、酒米の「テロワール」と考えられる。これはワインのぶどうと同じで、他の地域では代用不可能な要素が集積しているのである（松原，2020）。

このテロワールを日本酒で実践する酒蔵が現れている。北播磨地域に新蔵を建設し、酒米山田錦の生産から日本酒醸造までを北播磨で一貫生産している愛知県の萬乗醸造である。当初は北播磨地域のJAみのりを通して山田錦を入手していた。そこから、JAみのりに相談し契約取引の地区を選定してもらい、いわゆる村米制度と同じ仕組みで地区の農家と酒米の取引を通して関係を深めていった。その後2010年に取引のあった西脇市黒田庄町で農業法人を立ち上げ、借りた田で実験的に山田錦の栽培に取り組む、その後自社田を取得し、酒蔵の社員による自社田での自社栽培を実施している。その後、2020年に黒田庄町に新しい蔵を建てている。萬乗醸造の久野九平次社長は、黒田庄で育ったその年の米を黒田庄の水を使って、黒田庄の空気の中で醸す。これこそ本当の意味での土地・土壌・気候つまり、テロワールを表現することになるという。

ワインはぶどうの生産地で醸造するが、日本酒は酒米の生産地で醸造するとは限らない。酒米は運搬が比較的容易であることに起因していると考えられる。三木市吉川町と灘五郷はどちらも兵庫県の南東部に位置し、直線距離で20～30 kmぐらいの比較的近い位置にある。日本酒は酒米だけでなく水も品質や味に影響し、灘五郷が日本屈指の酒蔵の集積地として発展した要因の一つに六甲山からの湧き水の「宮水」がある。そこで、兵庫県南東部を範囲とした北播磨から六甲山と灘五郷を一体化したテロワールを考えた。

ここで村米制度が重要な鍵となる。約 130 年間続く村米制度を活用した「日本酒山田錦テロワール」を海外向けにブランド化をすることで、観光も含めた集落の持続可能性につながると考える。「テロワール」という他の地域では代替が不可能な要素でブランド化することが必要なポイントである。それが山田錦を生産する農家だけでなく、土地持ち非農家も含めた集落全体の誇りと結び付き、酒米生産地維持につながると考える。

そして、先の村米制度を活用した酒米生産地独自の「次世代型村米制度集落モデル」に酒蔵の農業法人が参加するということは、この日本酒山田錦テロワールによるブランド化にも大きく貢献すると考える。

### 2-3 村米制度のダイナミック・ケイパビリティを活用

環境変化への対応についてまとめた。第 3 章の村米制度における競争優位の源泉でも確認したが、村米制度は長期的な時間軸を加えた環境変化への対応能力において、ダイナミック・ケイパビリティを保持していることを確認した。ダイナミック・ケイパビリティの 3 要素は以下のⅠ～Ⅲであった (Teece, David J. 2013)。

Ⅰ. 機会・脅威を感知・形成する能力 (Sensing)

Ⅱ. 機会を活かす能力 (Seizing)

Ⅲ. 企業の有形・無形資産を向上させ、結合・保護し、必要時には再構成することで競争力を維持する能力 (Reconfiguring)

そこで、ⅠとⅡが備わっていることを前提として、酒米生産地維持について、Ⅲの「企業の有形・無形資産を向上させ、結合・保護し、必要時には再構成することで競争力を維持する能力」の視点で検討すると、村米制度の持つ村（集落）と酒蔵との長期的な強い紐帯という無形資産を向上させ、結合・保護し、再構成することは重要である。この再構成が先の 2-1 で説明した「次世代型村米制度集落モデル」だと言える。また、2-2 で説明した北播磨から六甲山と灘五郷を一体化した「日本酒山田錦テロワール」も結合・保護、再構成である。つまり、本章の 2-1 と 2-2 を実践することが、村米制度を活用した環境変化への対応に資すると考えられる。従って、ここにダイナミック・ケイパビリティの理論にも則した酒米生産地の維持に向けた方向性を示すことができる。

### 3 今後の研究課題

本論文では、日本を代表する酒米生産地である兵庫県の山田錦特 A 地区での事例研究を基に、酒米生産地の維持に向けた方向性を示した。契約取引の仕組みを活用した 2 階建て方式の「次世代型村米制度集落モデル」は、各地域でのアレンジをすることで、多くの全国の酒蔵の周辺地域においても一般化が可能で、各地の農業集落維持に資すると考える。最近では全国で酒米の品種改良も進み、地域特性に合わせた酒造好適米が生まれている。それぞれの地域独自の地酒テロワールとして、全国各地の農業集落が酒米生産地となり「次世代型村米制度集落モデル」が広まることを期待したい。

しかしながら本論文の結果は、村米制度の研究としては、酒蔵側からの視点での集落との関係性の再構築については深く議論できていない。集落と酒蔵とが本来の村米制度の取引関係を希望していることが明らかになったことから、食糧管理法がなくなった現在において、今後の取引関係の再構築は重要だと考える。その方向性の検討は今後の研究課題としたい。

また、酒米生産地の研究としては、村米制度という特別な取引が継承されている酒米生産地における事例研究の結果であり、地域や各種条件の限定性を考慮する必要がある。つまり、現段階では他地域への一般化の検証はできていない。したがって、他の酒米生産地における調査分析を実施し、比較検討する必要がある。また、今回は普及方法やアレンジの方法などについては検討できなかった。これらの一般化に向けた調査分析も今後の研究課題としたい。

## 〈引用文献〉

- 藍澤宏・後藤匠（2006）「1970 年次から 2000 年次までの集落構造の変容過程の類型化とその立地特性－農林業センサスからみた農業集落の通時的柔軟性とその持続構造に関する研究 2－」『日本建築学会計画系論文集』610, 101-108.
- 赤岡功・日置弘一郎（2005）『経営戦略と組織間提携の構図』中央経済社.
- 秋川卓也（2004）『サプライチェーン・マネジメントに関する実証研究－企業間調整行動の視点から－』ブレアデス出版.
- 池上勝（2022）「温暖化に対する酒米の栽培技術と新品種の開発」『兵庫自治学』28, 23-27
- 伊丹敬之（1999）『新・経営戦略の論理』日本経済新聞社.
- 伊藤賢次（2003）「SCM の経営学的位置付け」『生産管理』10(2), 107-112.
- 井上善海（2022）『負けない戦略 経営は勝つことではなく負けないこと』中央経済社.
- 牛丸元（2007）『企業間アライアンスの理論と実証』同文館.
- 内田多喜生（2007）「農地の所有構造の変化と土地持ち非農家の動向」『農林金融』60(10), 12-24.
- 梅本雅（2010）「水田作担い手の構造と経営行動」『農業経済研究』82(2), 102-111.
- 大原亨（2009）「中小企業経営者による社会的ネットワークの拡大とその利用に関する理論的検討」『一橋研究』33 (3・4), 51-64.
- 大森賢一・西村武司・内田和義（1998a）「中山間地域における農業集落の衰退・崩壊過程－集落営農の農業集落維持効果に関する研究(1)」『農業生産技術管理学会誌』5(1), 41-46.
- 大森賢一・西村武司・内田和義（1998b）「中山間地域における農業集落の衰退・崩壊過程－集落営農の農業集落維持効果に関する研究(2)」『農業生産技術管理学会誌』5(1), 47-52.
- 小川正博（2000）『企業のネットワーク革新－多様な関係による生存と創造－』同文館.
- 加納昌彦・納口るり子（2020）「緑茶の需要変化に対応した契約取引」『農業経営研究』57(4), 73-78.
- 菊池康也（2006）『SCM（サプライチェーン・マネジメント）の理論と戦略』税務経理協会.
- 岸川善光編著（2010）『アグリビジネス特論』学文社.
- 金承華・薮田雅弘（2019）「農村集落と地域資源の最適管理－理論的検討－」『経済学論纂』60(1), 297-308.
- 金承華・高尾美鈴・金宰弘・薮田雅弘（2023）「1990 年以後の日本における農業集落の構造変化と農村地域の発展：縦断データによる SEM 分析」『経済研究所年報』55, 185-202.
- 楠本雅弘（2010）『シリーズ 地域の再生 7 進化する集落営農「新しい社会的協同経営体と農協の役割」』農山漁村文化協会.
- 黒田充編著（2004）『サプライチェーン・マネジメント－企業間連携の理論と実際－』朝倉書店.
- 栗原良樹・三浦麻未・角田毅・藤井吉隆（2020）「集落営農組織における後継者の帰属意識とネットワーク形成」『農村計画学会誌』39, 232-237.
- 児玉徹（2022）「テロワールとは何か？なぜ人々はテロワールを重要視するのか？－ワインの地域ブランドを支える多様な情報デザインと地理的表示制度」『流通経済大学論集』57(2), 213-272.
- 駒井亨（2002）「アグリビジネスにおける契約生産の諸条件」『京都マネジメント・レビュー』1, 55-65.

- 齊藤真生子（国立国会図書館 調査及び立法考査局農林環境課）（2015）「酒米の生産をめぐる状況」『調査と情報』880, 1-14.
- 坂田寧代・落合基継・吉川夏樹（2015）「非農家も参加する営農組合による中山間地域の農地維持」『水土の知』83(11), 11-14.
- 櫻井清一・寺岡伸悟（2019）「農商工連携事業における原材料契約取引の特性」『農業経営研究』57(2), 89-94.
- 佐藤淳（2018）「日本酒と焼酎のプレミアム化への挑戦」山崎朗・鍋山徹編著『地域創生のプレミアム戦略』中央経済社.
- 渋谷住男（2009）『戦略的農業経営』日本経済新聞出版社.
- 渋谷住男（2016）「清酒製造業の農業参入理由に関する一考察」『農業経営研究』54(3), 73-78.
- 社団法人中小企業診断協会兵庫県支部編（2010）『農商工連携に係る具体的事例の課題・対策調査報告書』社団法人中小企業診断協会兵庫県支部.
- 鈴木淳・高田理（2017）「先進酒造好適米産地の維持・発展要因と課題」『農林業問題研究』53(3), 139-147.
- 高橋明広・梅本雅（2012）「合併組織における吸収・併存・融合に関する試論－集落営農組織の合併を事例に－」『農業経済研究』83(4), 234-245.
- 武石彰（2003）『分業と競争－競争優位のアウトソーシング・マネジメント－』有斐閣.
- 竹安栄子・加藤雅宣・春日雅司・池上勝（2018）「兵庫山田錦生産者の現状と課題－2016 年兵庫山田錦生産者調査結果より」『現代社会研究科論集』12, 65-91.
- 田中克昌（2019）『戦略的イノベーション・マネジメント』中央経済社.
- ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス編集部編者（1998）『ブランド価値創造のマーケティング－顧客と従業員のロイヤルティを高める－』ダイヤモンド社.
- 富山栄子（2002）「取引費用理論と競争戦略論の限界と補完性－海外市場参入行動分析のための既存理論の批判的検討－」『現代社会文化研究』23, 183-200.
- 長澤奨（2014）『集落営農組織論－2 階建て方式の発展に向けて－』埼玉大学大学院経済科学研究科博士論文.
- 沼上幹（2008）「日本企業の実証分析とリソース・ベースト・ビュー 『見えざる資産のダイナミクス』を中心とした展望」伊藤秀史, 沼上幹, 田中一弘, 軽部大 編著『現代の経営理論』1 章, 有斐閣.
- 農畜産業振興機構調査情報部編（2010）「緊急アンケート調査 野菜の契約取引の実態に関する調査結果の概要について」『野菜情報』78, 22-25.
- 農畜産業振興機構調査情報部編（2011）「野菜の契約取引の実態に関する調査結果について(第1報)生産者編」『野菜情報』82, 26-37.
- 農畜産業振興機構調査情報部編（2011）「野菜の契約取引の実態に関する調査結果について(第2報)実需者編」『野菜情報』83, 26-42.
- 橋詰登（2015）「農業集落の小規模・高齢化と脆弱化する集落機能－農業集落の動態統計分析と将来推計－」『農業問題研究』47(1), 14-24.

- 原裕美・遠藤祐子（2006）「中山間地域における農業集落の類型化と担い手の意向からみた地域維持について」『山口県農業試験場研究報告』55, 12-19.
- 兵庫県酒米振興会編（1961）『兵庫の酒米 兵庫県酒米振興会十周年記念誌』兵庫県酒米振興会.
- 兵庫酒米研究グループ（2010）『山田錦物語ー人と風土が育てた日本一の酒米ー』神戸新聞総合出版センター.
- 平塚貴彦（1992a）「農業の担い手としての集落営農」『農林業問題研究』28(2), 80-90.
- 平塚貴彦（1992b）「集落営農形成の意義と戦略的課題」『農林業問題研究』28(4), 160-170.
- 深谷拓未（2021）「テロワールにみる味覚の政治文化性」『日本文化人類学会研究大会発表要旨集』55, 14.
- 藤井多起・垂水亜紀・藤原三夫（2009）「農山村集落類型と集落維持・資源管理の可能性ー四国西部地域を対象にしてー」『日本森林学会誌』91(6), 391-397.
- 古澤慎一・木南莉莉（2009）「農村共有資源の共同管理とソーシャル・キャピタルに関する研究」『農村計画学会誌』28(3), 121-127.
- 米穀安定供給確保支援機構情報部（2014）「清酒の動向（No.4 清酒製造事業者，酒販卸売事業者等）」『米に関する調査レポート』H26-5, 1-20.
- 前重道雅・小林信也編著（2000）『最新 日本の酒米と酒造り』養賢堂.
- 松尾正彦（2014）『スマート・テロワール 農村消滅論からの大転換』学芸出版社.
- 松原茂仁（2012）「アグリビジネスにおける異業種間連携と垂直統合」『日本経営診断学会論集』12, 27-32.
- 松原茂仁（2016）「食品メーカーの農業参入に新たなステージ」『AFC フォーラム 日本政策公庫』64(9) (796号), 7-10.
- 松原茂仁（2020）「『テロワール』による地域活性化」『オープンカレッジ 中部経済新聞』, 2020年2月5日版.
- 松原茂仁（2021）「農業×サービスの新結合ーポストコロナの農業イノベーションー」『オープンカレッジ中部経済新聞』, 2021年6月23日版.
- 松原茂仁（2023）「農業集落の持続可能性ー兵庫県の酒米生産集落を事例としてー」『経営教育研究』26(1・2), 57-65.
- 三浦俊彦（2023）「情緒的価値（非機能的価値）創出のブランド戦略ー理論と事例ー」『商学論纂（中央大学）』64(5-6), 157-193.
- 森太郎（1983）「村米について」『日本醸造協會雑誌』78(2), 124-127.
- 野菜供給安定基金（2003）『契約取引事例調査報告書』独立行政法人 農畜産業振興機構.
- 山内直人（2010）「コミュニティにおけるソーシャル・キャピタルの役割」『環境情報科学』39-1, 10-15.
- 山崎朗（2019）「テロワールから考える地域創生」『経済学論纂』60(2), 155-173.
- 山藤篤（2012）「農業生産法人における加工・業務用野菜の契約取引をめぐる現段階的特徴」『農業問題研究』44(1), 42-54.

- 由井正・安田一彦（2008）「5つのサプライチェーン基本型」『経営情報学会全国研究発表大会要旨集』2008f, 106-106.
- 渡邊明（2012）「農商工連携に関する理論と実際」『都市経営：福山市立大学都市経営学部紀要』1, 81-100.
- 渡部直樹編著 デビッド・J・ティース他著（2010）『ケイパビリティの組織論・戦略論』中央経済社.
- 和田清孝・伊東正一・磯田宏・雨河祐一郎（2016）「新規就農者を確保する集落営農法人の特徴と課題ー山口県を事例としてー」『農業経営研究』53(4), 19-24.
- Barney, Jay B. (2002) *Gaining And Sustaining Competitive Advantage, Second Edition*, Pearson Education, Inc. (岡田正人訳 (2003)『企業戦略論 [上] 基本編ー競争優位の構築と持続ー』ダイヤモンド社).
- John L. Gattorna. Ed. (1998) *Strategic Supply Chain Alignment*, Gower Publishing Limited, (前田健蔵 田村誠一訳 (1999)『サプライチェーン戦略』東洋経済新報社).
- Philp, Kotler. (1980) *Principles of Marketing*, Prentice-Hall, Inc. (村田昭治監修 和田充夫 上原征彦訳 (1983)『マーケティング原理ー戦略的アプローチー』ダイヤモンド社).
- Porter, Michael E. (1985) *Competitive Advantage*, The Free Press, Macmillan. Inc. (土岐坤他訳 (1985)『競争優位の戦略ーいかに高業績を持続させるかー』ダイヤモンド社).
- Putnam, Robert D. (2000) *Bowling Alone : The Collapse and Revival of American*, Simon & Schuster. (柴内康文訳 (2006)『孤独なボウリングー米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房).
- Teece, David J. (2009) *Dynamic Capabilities and Strategic Management*, Oxford University Press. (谷口和弘他訳 (2013)『ダイナミック・ケイパビリティ戦略』ダイヤモンド社).
- 神戸新聞 NEXT (2022)「『山田錦』生産量 1.8%増へ 受注量下げ止まり JA 全農兵庫, 22 年計画」<https://www.kobe-np.co.jp/news/keizai/202202/0015026684.shtml> (2022 年 2 月 20 日参照).
- 国税庁 (2021)「酒レポート令和 3 年 3 月」<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/shiori/2021/index.htm> (2022 年 8 月 6 日閲覧).
- 国税庁 (2022)「酒レポート令和 4 年 3 月」<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/shiori/2022/index.htm> (2022 年 8 月 6 日閲覧).
- 国税庁課税部鑑定企画官 (2022)「清酒の製造状況等についてー令和 2 酒造年度分ー」『国税庁』<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/seizojokyo/07.htm> (2022 年 9 月 9 日閲覧).
- 灘五郷酒造組合 (2022)「灘五郷:歴史 灘五郷発展の諸要因」, <http://www.nadagogo.ne.jp/history/> (2022 年 10 月 1 日参照).
- 農林水産省 (2020)「2020 年農林業センサス報告書」<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2020/030628.html> (2023 年 3 月 26 日閲覧).
- 農林水産省 (2022)「酒造好適米の農産物検査結果 (生産量) と令和 2 年産の生産量推計② (銘柄別)」[https://www.maff.go.jp/j/seisaku\\_tokatu/kikaku/attach/pdf/sake\\_02seisan-10.pdf](https://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/kikaku/attach/pdf/sake_02seisan-10.pdf) (2022 年 8 月 2 日閲覧).

AgriweB (2016)「集落営農の法人化／集落の機能と法人化による役割分担」農林中央金庫 (アクセス日: 2023 年 12 月 9 日).

minorasu (2021)「地域の農業を未来に繋いでいく。株式会社田切農産の取り組み」BASF ジャパン株式会社 (アクセス日: 2023 年 12 月 9 日).

NHK NWESWEB (2021)「酒米生産量 過去最少に 全国一の産地 兵庫県 コロナの影響で」  
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210129/k10012839961000.html> (2021 年 8 月 2 日参照) .

## 謝辞

随分遠回りをしたが「やっこここまで来ることができたか」というのが今の思いである。他の博士課程の学生と比べると2周も3周も、いや、5周遅れでなんとかたどり着いたといったところである。一方で、我ながら「よくあきらめずにここまで来たな」という思いもある。常にポジティブでマイペースに生きてきたこともあり、まわりの人のスピードがあまり気にならないことが功を奏したのかもしれない。最近は人生 100 年といわれる時代になり、回り道の人生も大事な気がしている。どうせなら、一昔前の人の 2 回分の人生を楽しんでやろうといった勢いで考えている。

江戸時代から続く酒米生産農家の 8 代目長男として生まれ、祖母には小さいころから度々「おまえは長男なのでこの家は必ず継いでくれよ」と躰けられた。一方で、父からは「農業では食っていけないので、食っていける仕事を探せ」と言われた。その時はなぜそんなことを言われるのか全く理解できなかった。高度経済成長の時代で、私が小学生の頃、父は専業農家から兼業農家へと変わった。しかし、当時は勉強をさせると農村部から出て行ってしまうので、長男は高卒で町役場か農協に勤めて農業もしてくれるのが一番いいと考えられていた。大学では学生運動が起こり、こんなことのために大学に行かせて何になるのかと親たちは考えていた。しかし、小学生の私にとってはテレビからのビートルズの音楽や外国の文化はとても魅力的だった。その後の日本は経済だけでなく全ての分野で進展が著しく、田舎の長男でも教員免許を取ることを口実に大学まで行かせてもらうことができた。学部生の時に、卒業後の仕事を考えるためにバックパッカーでヨーロッパとアメリカ東海岸を旅した。その時、なんとなく会社のために仕事をするとか、組織の歯車として働くことに違和感を持った。教員免許を取っていたこともあり、卒業後学習塾を起業し、その後予備校も開設した。毎日子どもたちと接する仕事は楽しく、事業も徐々に拡大した。当時株式会社で学校を設立する塾が現れ、民間の学校が注目され始めた。アメリカのチャータースクールを学ぶために、40 歳で大学院の修士課程の門をたたいた。そこから回り道の人生が始まることになる。最初は株式会社での学校の設立を考えて学び始めたが、教育学、経営学、農学へと関心が移っていった。今から思えば小さい頃に祖母から言われた「おまえは長男なのでこの家は必ず継いでくれよ」が染みついていたのかもしれない。結局たどり着いたのは、農学の中でも農村や集落維持の研究である。随分遠回りをしたがここにたどり着く運命だったのかもしれない。5 周遅れでもこれで説明がつきそうだ。

今回の博士論文につながる村米制度についての研究を始めたのは、2010 年頃からである。それまでは生まれ育った地域の農業にあまり興味がなかった。しかし、村米制度について関係者から話を聞く中で、なんとなくこの仕組みがこの地域の農業を支えている柱になっているのではないかと感じた。他の地域では消滅しているのに、紆余曲折を経て 100 年以上にわたり受け継がれてきたのには、何らかの理由があるのではないかという漠然とした思いから研究が始まった。

そのころ学習塾と予備校を経営しながら非常勤で地域連携コーディネーターとして大学とかかわりを持つことになった。大学生への教育に興味がわき、その後大学で教員として教える立場に転身することができた。しかし、なかなか研究が進まない中、私を拾っていただいたのが地域連携コーディネーター時代にお世話になった、現在の指導教官である神戸大学大学院農学研究科教授の中塚雅也先生である。実はその前に経営学で博士論文にチャレンジしたが途中で挫折した経験があり、中塚先生からの再チャレンジの機会がなければここまでとり着けなかったことは明らかである。基礎的な知識不足と稚拙な表現力の私を見捨てることなく熱心に指導していただいた。査読論文の投稿時には、この人はいつ寝ているのだろうかと思うほど、深夜早朝構わず締め切りまで丁寧な指導をしていただき、感謝してもしきれない。ここまで来ることができたのは中塚先生のおかげで、ここに記して心より感謝申し上げます。

本研究をとりまとめるにあたり、多くの方々にお世話になった。お忙しい中で本論文の副査として丁寧なご指導をいただき、また多くの示唆をいただいた、神戸大学大学院農学研究科の石田章教授、八木浩平准教授、小川景司助教には、記して深く感謝の意を表したい。また、学会や報告会などで多くのご助言をいただいた同研究科の高田晋史准教授、中塚研究室の先輩・同期・後輩の方々には日々助けていただき、感謝の意を記したい。

そしてなにより、村米制度や酒米生産地に関する調査に協力していただいた農家や酒蔵、JA など関係者の方々には改めて感謝の意を表したい。

最後に、山田錦生産農家として本研究に多大な影響を与えてくれた両親には感謝してもしきれない。また、私の人生の選択に対し温かく見守り、支え続けてくれた妻と子どもたちには深く感謝したい。

私は大学で教員として数々の授業を行ってきたが、研究者としては出発点に立ったところである。今後は、大学での教育、研究、社会貢献をバランスよく考え、残された人生を社会に還元したいと考える。

凍てた山田錦の切株にキラキラと朝日が照らす風景を眺めながら